

「インフラシステム海外展開の推進」

令和4年6月2日

国土交通省 国際統括官

1. 政策レビューの取組方針

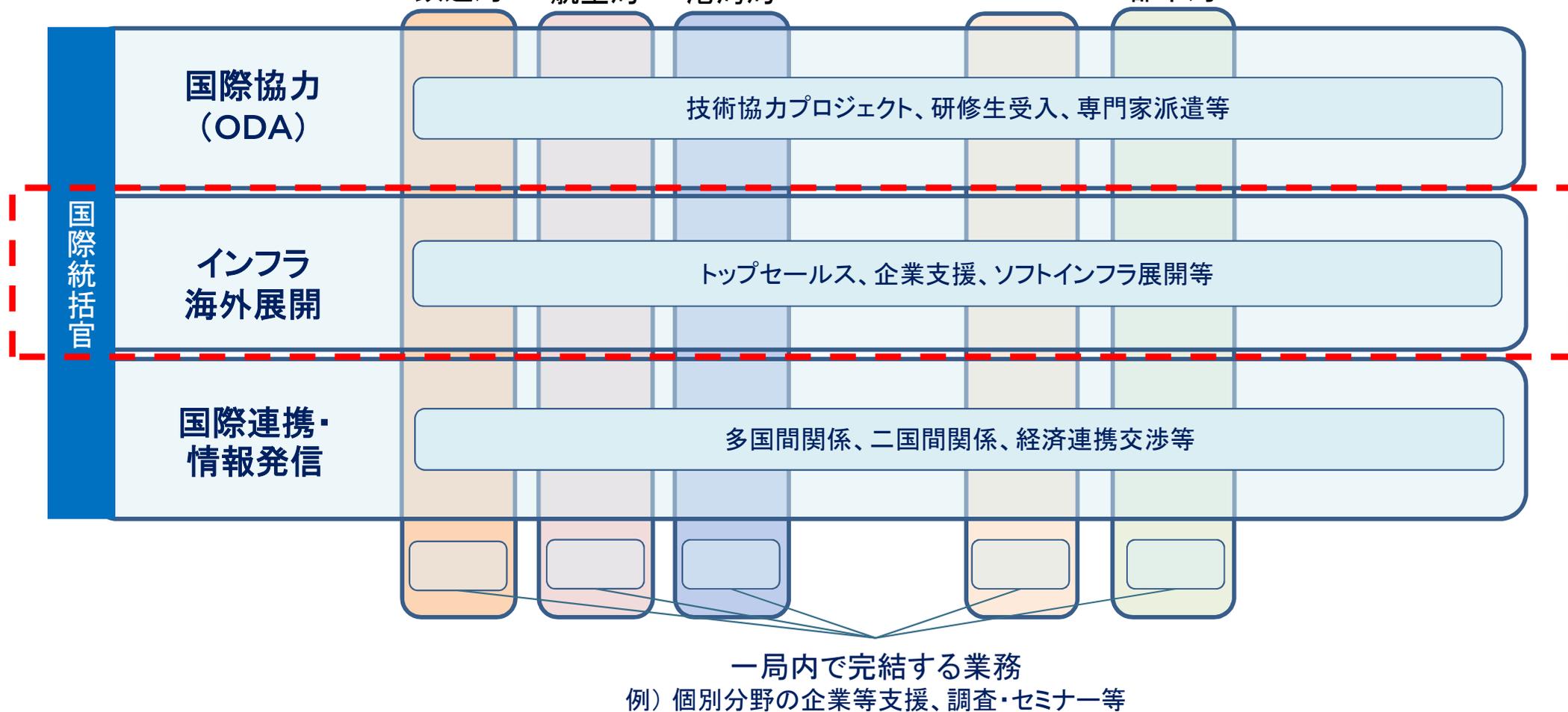
テーマ名	インフラシステム海外展開の推進
対象政策の概要	海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号。以下「海外インフラ展開法」という。)は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進に係る基本方針の策定や、所管する独立行政法人等(以下「独法等」という。)が案件・維持管理に取り組むことができる体制を整備すること等を定めた法律である。
評価の目的、必要性	【目的・必要性】 海外インフラ展開法制定から4年が経過した令和4年度に政策レビューを行うことで、海外インフラ展開法を制定したことによる効果等を検証する。
評価の視点	海外インフラ展開法において、以下の視点により評価を行うものとする。 ①海外社会資本事業の定義の範囲について ②国土交通大臣が策定する基本方針の内容について ③独立行政法人等の特例業務について ④国土交通大臣による情報提供・指導・助言等について
評価手法	・独法等に対するヒアリング調査 ・海外インフラ展開法の施行を受けて独法等と連携して事業・調査等を行った企業等に対するアンケート調査 ・有識者からの指導・助言
政策への反映の方向	本政策レビューの評価結果を踏まえ、今後の海外インフラ展開の更なる促進の方向性を検討する。
検討状況	【評価実施体制】 総合政策局国際政策課及び総合政策局海外プロジェクト推進課の下、各独法等を所管する原局(鉄道局、水管理・国土保全局、都市局、住宅局、航空局、道路局、港湾局)と調整しつつ実施する。 【スケジュール】 8～9月 独法等に対するヒアリング調査及び企業等に対するアンケート調査 10月 ヒアリング及びアンケートの結果を踏まえた分析等 11月以降 各局との調整及び国土交通省政策評価会等を踏まえた検討
第三者の知見の活用	・国土交通省政策評価会における本テーマに対する意見及び個別指導の際の助言の活用。 ・有識者からの指導・助言
備考	【関連するチェックアップ指標】 H28～R2年度 122 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高(建設業の海外受注高) 141 我が国企業のインフラシステム関連海外受注額

国土交通省の国際関係組織

概要

- 国土交通省の国際関係組織は、国際統括官及び各局等の国際担当部局で構成。
- 国際統括官は、関係局等と連携しつつ、次の役割を果たす。
 - ① 省全体として戦略的な方針が必要な事案を担当する。
 - ② 国際事案についての省の窓口機能を果たす。
- 一局内で完結する国際案件は当該局等で処理する。

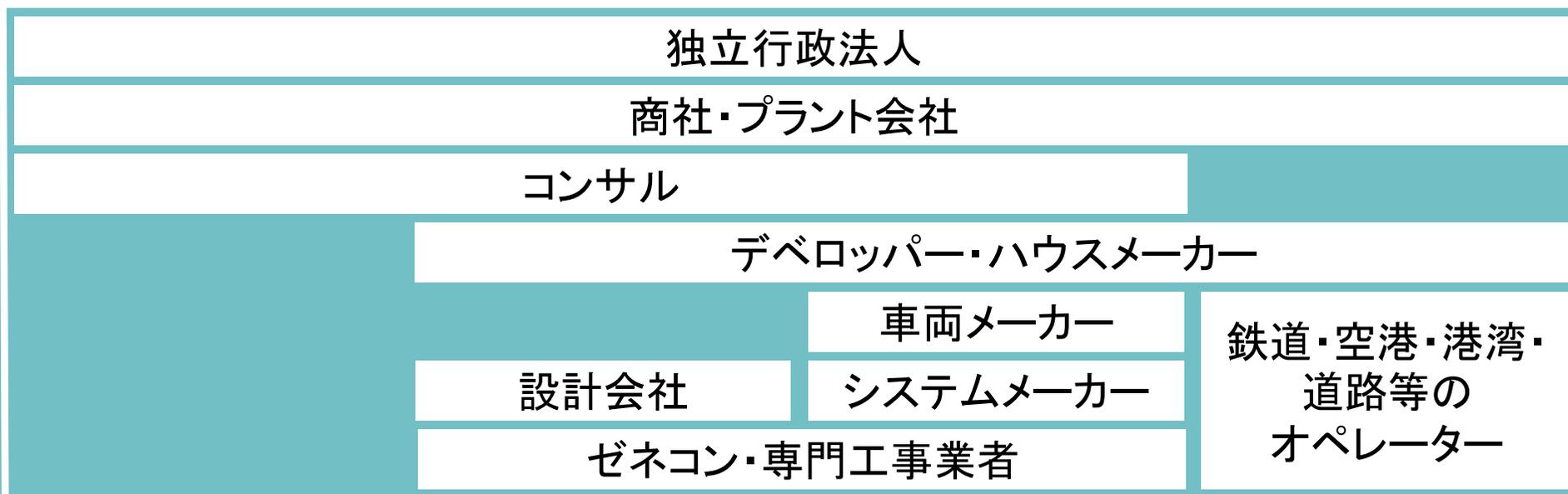
今回の政策レビューの対象



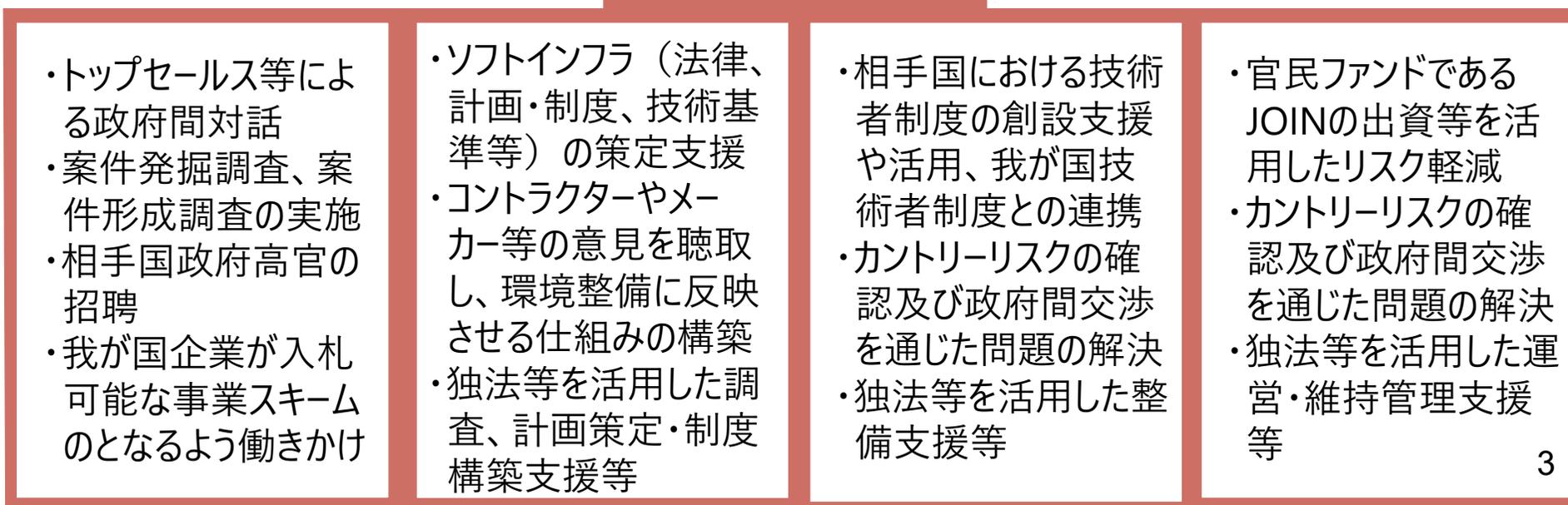
インフラシステム海外展開の流れと国の関与



プレイヤー



国による支援



2. 対象政策の概要(インフラ海外展開の課題の顕在化)

制定時の課題①: インフラ海外展開における政府全体の方向性を示す必要性

- 新興国を中心とした世界の莫大なインフラ需要がある中、民間事業者の海外展開を促進するため、政府全体として、海外インフラ案件への我が国事業者の参入の促進に向けた統一的な方針を定める必要があった。

制定時の課題②: 公的機関としての信用力、専門的ノウハウの必要性

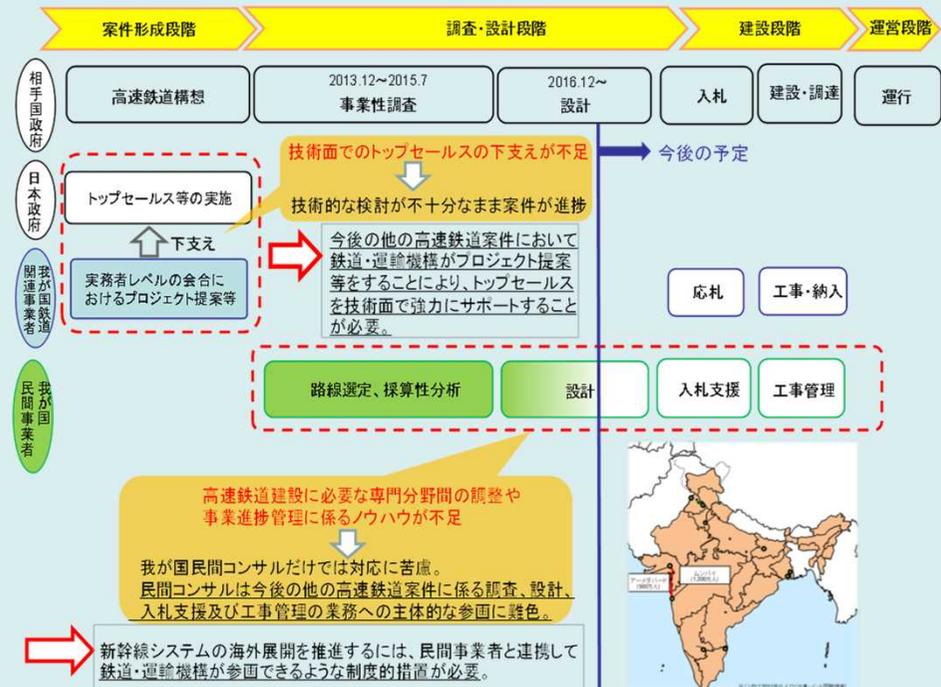
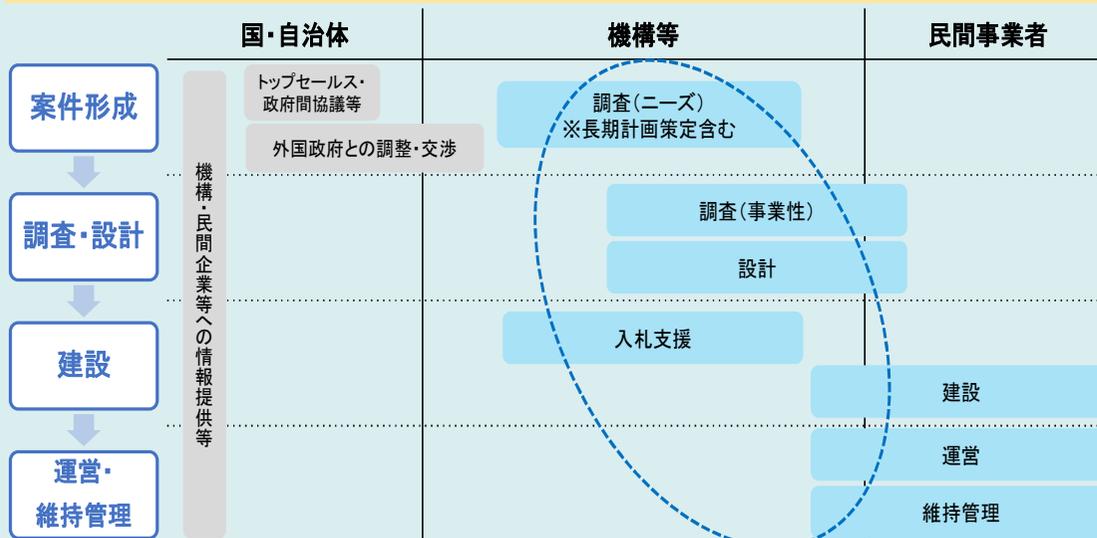
- インフラシステム輸出の推進にあたっては、(1)案件形成段階における公的機関としての信用力・中立的立場や、(2)公的機関が保有する専門的な技術やノウハウ等の必要性が高まっていた。

■事例：インド高速鉄道案件（ムンバイ・アーメダバード間、総事業費1.8兆円）

制定時資料から作成

- 2015年に我が国新幹線システムの採用が決まったが、案件形成段階での技術的検討が不十分なまま案件が進捗した結果、実施段階で民間コンサルのみでは高速鉄道の建設に必要なノウハウが不足していることが明らかになり、今後は案件形成段階からノウハウを有する公的機関（鉄道・運輸機構）が主体的に参画することは不可欠であることが判明した。

インフラシステム輸出に係る業務の流れと役割分担



2. 対象政策の概要 (海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律 概要)

(平成30年6月1日公布、法律第40号)

対象となる独立行政法人等

- ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ・独立行政法人水資源機構 ・独立行政法人都市再生機構
- ・独立行政法人住宅金融支援機構 ・日本下水道事業団 ・成田国際空港株式会社 ・中部国際空港株式会社
- ・高速道路株式会社 ・国際戦略港湾運営会社

法律による措置の内容概要

国土交通分野の海外インフラ事業（海外社会資本事業）について、**我が国事業者の海外展開を強力に推進**するため、**国土交通大臣が基本方針を定めるとともに、独立行政法人等に海外業務を行わせるための措置を講ずる。**

① 海外社会資本事業の定義づけ

- ・海外社会資本事業を、鉄道施設、水資源の開発等のための施設、住宅等の建築物等、下水道、空港、道路、港湾、公園と定義づけ

③ 独立行政法人等の業務規定の追加

独立行政法人等に、基本方針に基づき、海外における調査、設計等を行う海外業務を追加

② 国土交通大臣による基本方針の策定

海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進に係る基本方針を策定

- ・我が国事業者の参入の促進の意義に関する事項
(成長戦略としての海外インフラ需要の取り込み 等)
- ・我が国事業者の参入の促進の方法に関する基本的な事項
(案件形成段階からの関与、総合的な面的開発への関与 等)
- ・独立行政法人等が行う海外業務の内容に関する事項
- ・関係者の連携及び協力に関する事項 等

④ その他

国土交通大臣による情報提供・指導・助言、関係者との連携など所要の規定を整備

2. 対象政策の概要 (海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律 基本方針概要)

基本方針の概要

「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」第3条第1項に基づき、**海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針**

①参入促進の意義

- 新興国を中心とした世界の膨大なインフラ需要を取り込むことが、我が国経済の成長にとって重要
- 相手国のインフラ整備が進むことで、相手国における経済・社会的な基盤の強化が進展
- 日本の先進的な技術・ノウハウ・制度等の移転によるソフトパワーの強化、外交的地位の向上

②参入促進の方法

- 案件形成段階から独立行政法人等の公的機関が積極的に関与し、日本の質の高いインフラを効果的にアピールする等により、我が国事業者が参入しやすい環境づくりを実現
- 高速鉄道と都市開発を一体的に行う等の面的開発に積極的に関与
- 我が国が優位性のある技術を活かしつつも、相手国のニーズに応じてカスタマイズ
- 海外市場に進出する企業の裾野拡大と継続的支援

③各独立行政法人等の海外業務の考え方・具体的内容

1. 鉄道・運輸機構：高速鉄道に関する調査、設計、工事管理等
2. 水資源機構：水資源の開発・利用に関する調査・設計等
3. 都市再生機構：都市開発に関する調査・技術の提供等
4. 住宅金融支援機構：住宅ローン制度構築に関する調査・情報の提供等
5. 日本下水道事業団：下水道の整備・維持管理に関する技術的援助
6. 成田空港会社・中部空港会社：空港の整備・運営等
7. 高速道路会社：道路の整備・維持管理に関する調査、設計等
8. 国際戦略港湾運営会社：港湾の整備・運営等

④関係者の連携・強力

- 国土交通省、独立行政法人等に加え、我が国事業者、関係省庁、JOIN、JICA、JBIC、NEXI等公的機関の連携

⑤その他

- 独法等における推進体制の整備（人材育成等）

「面的開発」の例



タイ・バンサー駅周辺地区開発イメージ図
(平成29年度 JICA調査報告書より引用)



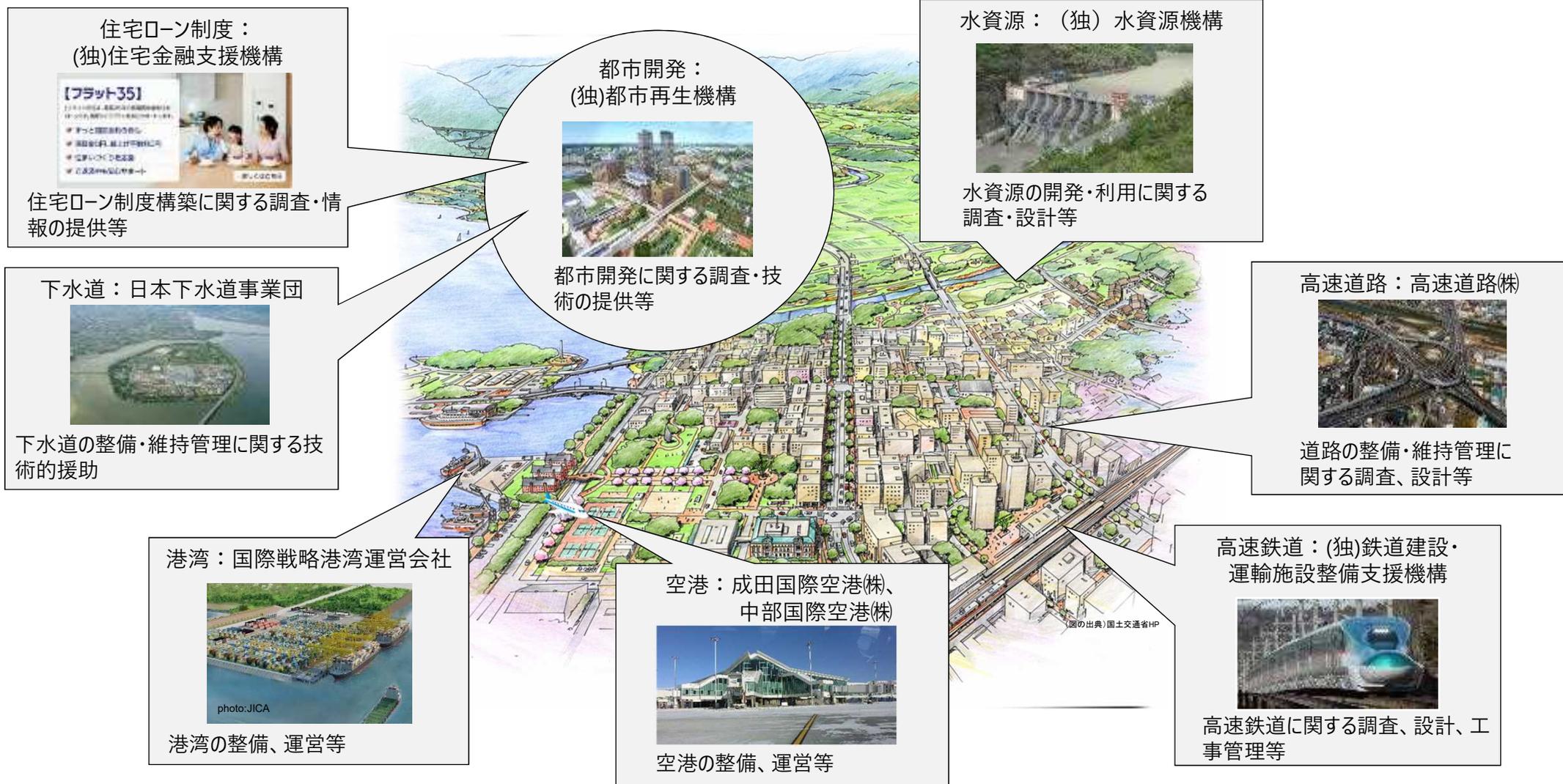
高速鉄道に関する調査、設計、工事管理等



水資源の開発・利用に関する調査・設計等

2. 対象政策の概要 (海外インフラ展開法により可能となった独立行政法人等による海外業務)

- 国土交通大臣が策定する海外インフラ事業に関する基本方針に基づき、国土交通省所管の独立行政法人等に、それぞれのノウハウ等を活用して海外業務を行わせることにより、日本企業の海外展開を強力にサポート。



⇒ 海外のインフラ整備をオールジャパン体制で総合的に支援することにより、日本企業によるインフラ事業の受注を促進し、我が国経済の持続的な成長に寄与。

3. 評価の視点①・評価手法

- 海外インフラ展開法においては、①海外社会資本事業の定義、②国土交通大臣による基本方針の策定、③独立行政法人等の業務の特例、④国土交通大臣による情報提供・指導・助言等が規定されているところ。
- これらについて、以下のとおり評価を行うこととする。

①海外社会資本事業の定義

⇒現行の分野（鉄道施設、水資源の開発等のための施設、住宅等の建築物等、下水道、空港、道路、港湾、公園）が法律の対象として必要十分かを検証する。

②基本方針

⇒法の意義や海外インフラ展開における施策の方向性について、情勢を踏まえ改訂の必要がないかを検証する。

③独立行政法人等の業務の特例

⇒独法等が海外インフラ展開に関する案件形成・維持管理等に取り組むことができる体制を整備したところ、今回、法制定後における案件形成・受注額の増額状況や、展開地域・国の状況等についてヒアリング・アンケート調査を通じて検証する。

④その他

⇒(1)法制定後、推進体制の整備に変化があったか（独法等の職員の国際部門での研修等を行ったか等）、(2)機構等の海外業務実績の概要の公表の有無、(3)連絡体制の構築等を検証する。

各独法等の海外業務の考え方・具体的内容

- 鉄道・運輸機構**：高速鉄道に関する調査、設計、工事管理等
- 水資源機構**：水資源の開発・利用に関する調査・設計等
- 都市再生機構**：都市開発に関する調査・技術の提供等
- 住宅金融支援機構**：住宅ローン制度構築に関する調査・情報の提供等
- 日本下水道事業団**：下水道の整備・維持管理に関する技術的援助
- 成田空港会社・中部空港会社**：空港の整備・運営等
- 高速道路会社**：道路の整備・維持管理に関する調査・設計等
- 国際戦略港湾運営会社**：港湾の整備、運営等



インド高速鉄道導入イメージ



マカッサル高速道路事業
(インドネシア)

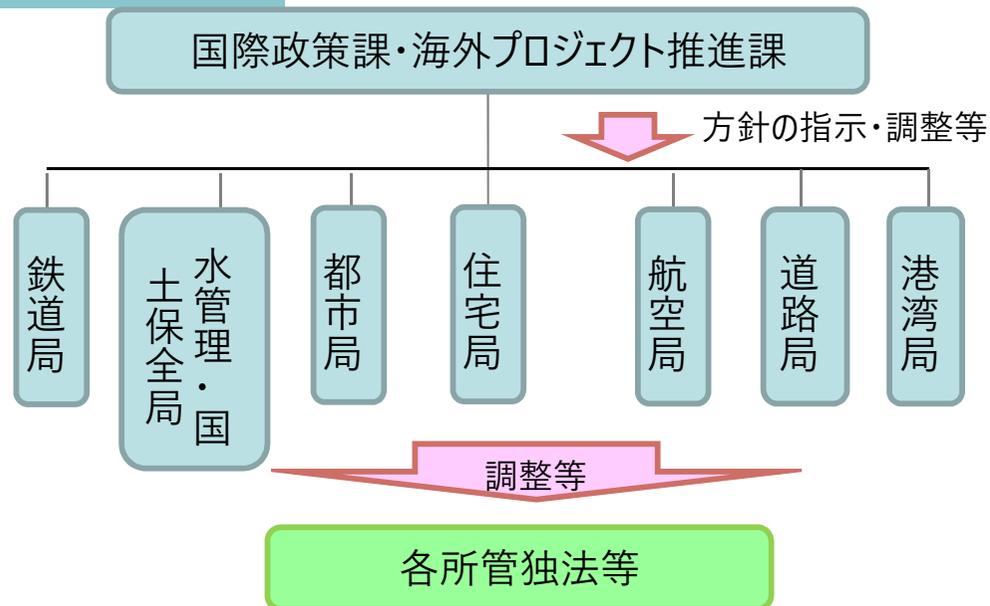
4. 政策への反映の方向、検討状況・第三者の知見の活用

評価手法

- 独法等に対するヒアリング調査
- 独法等と連携して事業・調査等を行った企業等に対するアンケート調査
- 有識者からの指導・助言

検討状況

評価実施体制



スケジュール

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 8～9月 | 独法等に対するヒアリング調査及び企業等に対するアンケート調査 |
| 10月 | ヒアリング及びアンケートの結果を踏まえた分析等 |
| 11月以降 | 各局との調整及び国土交通省政策評価会等を踏まえた検討 |

第三者の知見の活用

- 国土交通省政策評価会における本テーマに対する意見及び個別指導の際の助言の活用。
- 有識者からの指導・助言

参考資料

鉄道・運輸機構

- インド高速鉄道事業について、詳細設計調査業務に従事。
- タイ バンコク・チェンマイ間高速鉄道計画について、事業費縮減等に係る調査業務に従事。
- 海外への専門家派遣及び各国研修員等の受入れを実施。



＜インド鉄道省職員による北陸新幹線敦賀駅高架橋工事視察の様子(R1.10)＞

水資源機構

- 令和元年度は、ミャンマーにおける流域マスタープラン策定に向けた取組を実施。
- 令和2年度は、インドネシアにおけるダム再生(スタミダム、ビリビリダム)の案件形成に向けた取組を実施。
- 今後も、水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会を活用し、更なる案件形成を目指す。



＜インドネシア スタミダム＞

都市再生機構

- 平成30年11月、豪州ニューサウスウェールズ州と都市開発に係る協力覚書を交換。令和3年4月、UR初の海外拠点となるシドニー事務所を設置し、新空港周辺エリア開発のマスタープラン作成を支援すると共に、セミナー等を通じ最新情報を日本企業へ提供。
- タイ・バンスー中央駅周辺におけるスマートシティ開発推進に向け、令和2年12月、タイ運輸省・タイ国鉄・国交省・URの4者で覚書を交換。タイ・バンスーのタイ側関係省庁会議で、日本の経験に基づく提案等を実施。
- 今後も海外の都市開発における日本企業の進出支援を推進すると共に、相手国の社会課題の解決を目指す。



＜西シドニーエアロトロポリスイメージ【出典:WPCAホームページ】＞

住宅金融支援機構

- 海外インフラ展開法施行後、5カ国(マレーシア、モンゴル等)の証券化機関との間で協力覚書を締結
- これまで7か国の政府関係機関等に対し、省エネルギー等性能の高い住宅の取得を促進するための住宅金融制度の研修を実施(2019年度:タイ、フィリピン及びインドネシア(本邦招聘))(2020年度:マレーシア、モンゴル、カザフスタン及びミャンマー(オンライン))(2021年度:フィリピン及びインドネシア(オンライン))
- 海外の住宅市場・住宅金融市場について調査し、調査結果を本邦企業に情報提供(2020年度:タイ・2021年度:フィリピン)



＜マレーシアの証券化機関との覚書締結の様子(2019.10)＞

日本下水道事業団

- アジア各国(カンボジア、インドネシア、ベトナム、フィリピン、インド)との政府間会議・セミナーで日本の下水道技術について説明。
- 下水道と浄化槽のパッケージ案件の形成等に向け、アジアを中心として汚水処理に関する調査を実施。



<ベトナム国との政府間会議>(令和3年3月)

高速道路会社

- インドネシアやインドをはじめ、東南アジアにおける道路PPP事業に参入。(NEXCO東・中・西日本)
- アメリカにおいて橋梁非破壊検査などを実施。
- 今後、「川上」段階の調査、運営管理への参画等により、我が国企業の参入を促進。



<道路PPP事業への参入>

空港運営会社

○成田国際空港(株)

- 2019年7月、日本企業連合の一員として、モンゴル政府とチンギスハーン国際空港の運営事業権契約を締結。2021年7月、開港・運営開始。
- 2021年4月～6月にかけて、タイ・ウタパオ国際空港拡張・運営事業における新ターミナルの設計等に関するアドバイザー業務を実施。



<チンギスハーン国際空港 旅客ターミナルビル>

国際戦略港湾運営会社

- 阪神国際港湾株式会社が、カンボジアのシハヌークビル港湾公社の株式の一部を2018年12月に取得し、シハヌークビル港の運営に参画。
- 阪神国際港湾株式会社のノウハウを活用し、シハヌークビル港の開発・運営について、包括的に協力。



<シハヌークビル港>

各法人等における新法制定前後の業務について

法人	国内業務	現在の海外業務	新法制定により可能となる業務
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	<ul style="list-style-type: none"> 新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設・保有・貸付 新幹線鉄道の建設に関する調査 	<ul style="list-style-type: none"> JICA等の依頼に基づく海外の鉄道に関する技術協力等 	<ul style="list-style-type: none"> 海外の高速鉄道に関するF/S調査、設計、工事管理等の業務(出資を含む)
水資源機構	<ul style="list-style-type: none"> 水資源開発水系におけるダム等の改築・新築・維持管理・災害復旧工事等 委託に基づくダム等についての調査、設計等に係る技術支援業務及び積算、施工監理等の発注者支援業務 	<ul style="list-style-type: none"> 国際会議への参加による情報収集・交換 海外における調査やコンサルティング等の受託業務 	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理支援(ダム安全管理マニュアル作成等) ニーズ調査、マスタープラン策定
都市再生機構	<ul style="list-style-type: none"> 大都市及び地域社会の中心となる都市における市街地の整備改善 賃貸住宅の供給の支援 	<ul style="list-style-type: none"> JICAからの国別研修受託 企業等からのアドバイザー業務・調査業務受託 (社)海外エコティプロジェクト協議会事務局の受託運営 	<ul style="list-style-type: none"> 都市開発・地区開発マスタープラン策定調査 都市開発事業等に関するF/S調査 事業実施に当たったのアドバイザー業務 住宅の標準設計・改修基準策定支援
住宅金融支援機構	<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン債権の証券化支援業務 住宅融資保険業務 直接融資業務 	<ul style="list-style-type: none"> 外国政府・機関への情報提供 外国人材に対する研修 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン制度構築のためのコンサルティング業務 - 社会経済状況・金融住宅事情等を調査 - 審査方法やリスク管理の提案 - 融資対象住宅の技術基準(耐震性等)の提案
日本下水道事業団	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の委託に基づき行う終末処理場等の設計・建設・維持管理 下水道担当職員の研修 新技術の実用化のための試験・研究 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外における研修講師及び専門家の派遣 本邦下水道技術の国際標準化 等 	<ul style="list-style-type: none"> 海外下水道事業に係る 下水道マスタープラン作成支援 F/S調査、設計監理、入札支援、施工監理 処理場の運転管理支援
成田国際空港株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 成田国際空港における滑走路の維持管理やターミナルビルの運営等 	<ul style="list-style-type: none"> 海外空港の整備・運営の受注に向けた民間事業者の取組への助言 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者と共に海外空港の整備・運営に参画(出資を含む) 海外空港の整備・運営に関する調査 <p>.....</p> <p>出資対象(想定): 民間事業者と共に現地会社を設立して海外空港を整備・運営する場合</p>
高速道路株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路の新設・改築・維持・修繕 休憩所・給油所その他の施設の建設及び管理 地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設・改築・維持・修繕その他の管理並びに道路に関する調査・測量・設計・試験及び研究 	<ul style="list-style-type: none"> 海外の道路事業に対する技術アドバイザー業務、コンサルタント業務、研修員受け入れ等 	<ul style="list-style-type: none"> 海外の道路の整備及び維持管理に関する調査等(現行でも出資可能であり、実績あり)
国際戦略港湾運営会社	<ul style="list-style-type: none"> 国際戦略港湾におけるコンテナターミナルの一体運営、施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> 国際戦略港湾への海外からの集貨 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者と共に海外港湾の整備・運営に参画(出資を含む) 海外港湾の整備・運営に関する調査 <p>.....</p> <p>出資対象(想定): 民間事業者と共に現地会社を設立して海外港湾を整備・運営する場合</p>
中部国際空港株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 中部国際空港における滑走路の維持管理やターミナルビルの運営等 	<ul style="list-style-type: none"> 海外空港の整備・運営の受注に向けた民間事業者の取組への助言 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者と共に海外空港の整備・運営に参画(出資を含む) 海外空港の整備・運営に関する調査 <p>.....</p> <p>出資対象(想定): 民間事業者と共に現地会社を設立して海外空港を整備・運営する場合</p>

法制定後の効果

法律制定による目標の達成状況

【目標・効果】

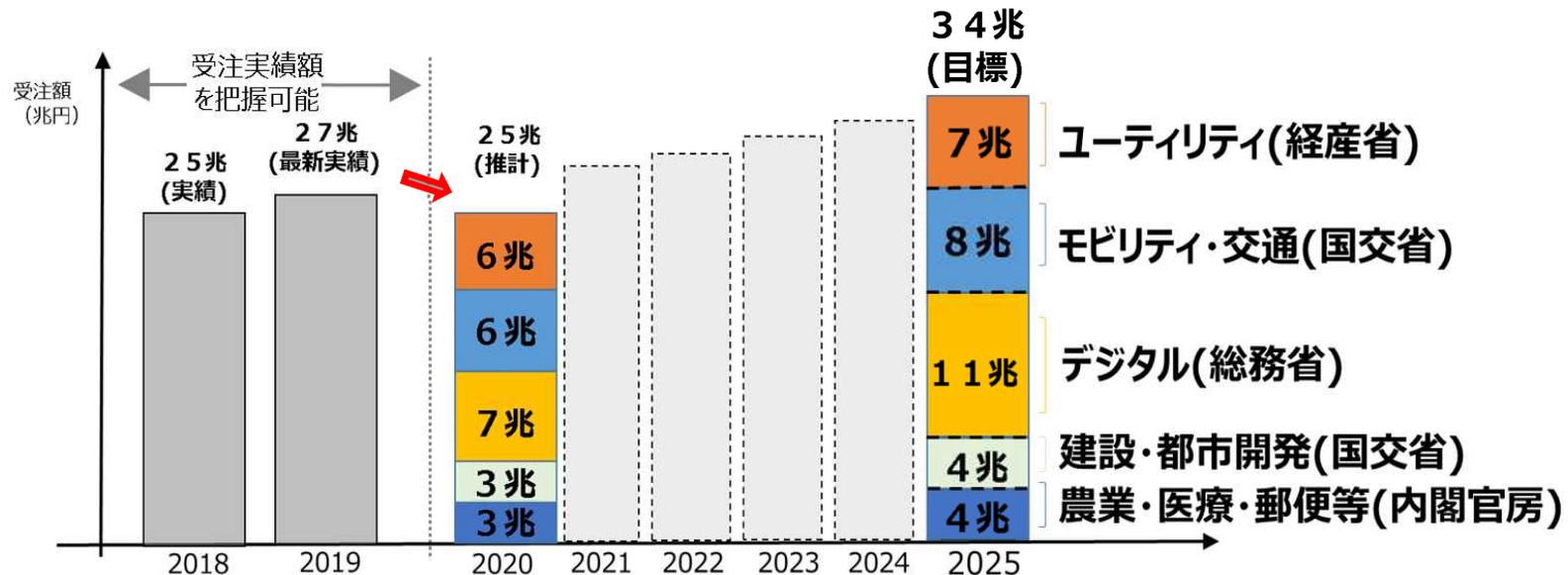
インフラシステム海外展開の推進体制を強化し、**2020年に約30兆円**のインフラシステム受注を実現

(KPI) 我が国のインフラシステム受注額

約10兆円(2010年)

⇒ **約30兆円(2020年)**(※2015年 約20兆円)

- コロナ禍の影響があり、目標達成額には届かないものの、**2025年の「受注額34兆円」の達成**に向け、引き続き海外インフラ展開に向けた取り組みを推進しているところ。
- より一層の取り組みの推進が求められる中で、海外インフラ展開法の見直しを行う必要がある。



注：2018年及び2019年は、「インフラシステム輸出戦略」に基づく受注実績。2020年は、「インフラシステム海外展開戦略2025」の効果KPI(受注額の目標：2025年34兆円)に向けた推計値(新集計では海外現法売上の計測等を精緻化)

国土交通省の主な国際業務

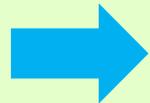
	各局の主な国際業務
公共交通・物流部門	物流・MaaS等新たなモビリティサービスの海外展開
国土政策局	国土政策・地域政策の海外展開
不動産・建設経済局	不動産・建設産業の海外展開、不動産市場の国際化の促進
都市局	都市開発・都市交通システムの海外展開、日本の都市の魅力の発信
水管理・国土保全局	水防災・水資源・下水道分野の海外展開
道路局	道路の海外展開
住宅局	住宅・建築分野の海外展開
鉄道局	鉄道システムの海外展開、鉄道分野における国際標準化の推進
自動車局	自動車基準認証の国際標準化推進
海事局	海事産業の海外展開、二国間海事政策対話
港湾局	港湾インフラシステムの海外展開
航空局	航空インフラの海外展開、航空関係交渉
北海道局	寒冷地技術に関する世界との交流、国際会議等の北海道開催の推進
国土地理院	測量技術の海外展開、国際連携・協力(二国間、多国間)
観光庁	訪日旅行促進事業、MICE誘致・開催促進、二国間の観光交流、日本人の海外旅行の促進
気象庁	気象技術の海外展開、地球環境問題への取り組み
海上保安庁	国際機関への参画、新興国の法執行能力向上支援、国際連携・協力(二国間、多国間)
運輸安全委員会	国際連携・協力(二国間、多国間)、国際機関への参画、海外事故調査人材育成支援

我が国のインフラシステム海外展開について

日本経済再生におけるインフラシステム海外展開の重要性

◆ 成長する世界における膨大なインフラ需要

- 世界のインフラ投資必要額は2016～2030年累計で
約44兆ドル(=約5100兆円)(OECDデータをもとにみずほ銀行が試算(2016年))
- アジアのインフラ投資必要額は2016～2030年累計で
約26兆ドル(=約3000兆円)(ADB(2017年))



- 膨大な需要を、「インフラシステム海外展開」により日本経済に取り込むことが重要
- 「質の高いインフラ」は日本の強み(安心、安全、快適、環境配慮等)

政府一丸となつての取組

◆ 経協インフラ戦略会議

安倍総理の指示の下、インフラシステム海外展開の司令塔として、官房長官を議長とする閣僚会合「経協インフラ戦略会議」を立ち上げ。(2013年3月～)

<構成員>

内閣官房長官(議長)、経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

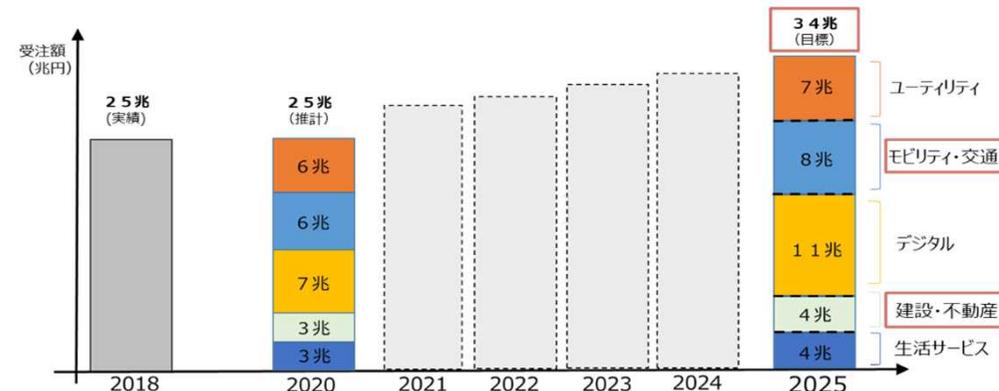
※議長が必要があると認めるときは、関係大臣等の出席も可能

「インフラシステム海外展開戦略2025」

(令和2年12月10日 経協インフラ戦略会議決定)

- 官民連携の下、新戦略に掲げる各種施策を強力に推進しつつ、我が国企業が2025年に34兆円のインフラシステムを受注することを目指す。

「インフラシステム海外展開戦略2025」における受注目標額



* 各種統計値等を元にした集計(現行集計から海外現法売上上の計測等を精緻化)

出典: 第49回 経協インフラ戦略会議 配布資料 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai49/siryou1.pdf>

ライフサイクル コスト

使いやすく長寿命であり、初期投資から維持管理まで含めたライフサイクルコストが低廉

例：タイ・パープルライン (都市鉄道)

- ・ 軽量・省エネな日本製ステンレス車両を導入と長期の維持管理契約（10年）を締結
- ・ 日本の技術力を生かした保守管理も含めた交通システムを構築し、ライフサイクルコスト低減に貢献



技術移転

技術移転、現地人材・企業育成等相手国発展のための基盤づくりを合わせて実施

例：ベトナム・ニャットン橋

- ・ 世界最大級の斜張橋として、円借款により日本の共同企業体により施工
 - ・ 日本の熟練技術者（※）、維持管理者による指導などの技術移転を行い、現地の人材育成に貢献
- ※ 鉄筋・とび・左官等



確実性

例：カンボジア・つばさ橋 (ネアックルン橋)

- ・ ホーチミン（ベトナム）-プノンペン（カンボジア）-バンコク（タイ）を結ぶ国際幹線道路のメコン川を渡る橋梁
- ・ 現場にて不発弾が爆発し4ヶ月工事が中断したが、工期内に完工



高い技術力

例：ミャンマー・テイラワ港

- ・ 相手国の要望を踏まえ、急速施工・早期供用に貢献できる日本の技術（ジャケット工法）を採用
- ・ 防災面にも配慮し、岸壁及び荷役機械には高い耐震性とバックアップ電源を確保



インフラシステム海外展開戦略2025

I. これまでの成果と新たな戦略の策定

- ◆2013年からの7年間、**官民一体となった取組**を推進。
- ◆2018年の受注額は約25兆円に達し、「**2020年に約30兆円**」の目標に向け増加基調。ただし、**現下のコロナの影響**に留意。
- ◆近年の情勢変化を踏まえ、**2021年から5年間の新目標を掲げた新戦略**を策定。
- ◆新戦略では、**官民及び関係省庁間の情報共有を徹底し**、一体となって戦略的に対応するための**プラットフォームを一層充実**させる。

II. 新たな戦略の目的及び成果目標

現戦略策定(2013年)後の情勢変化

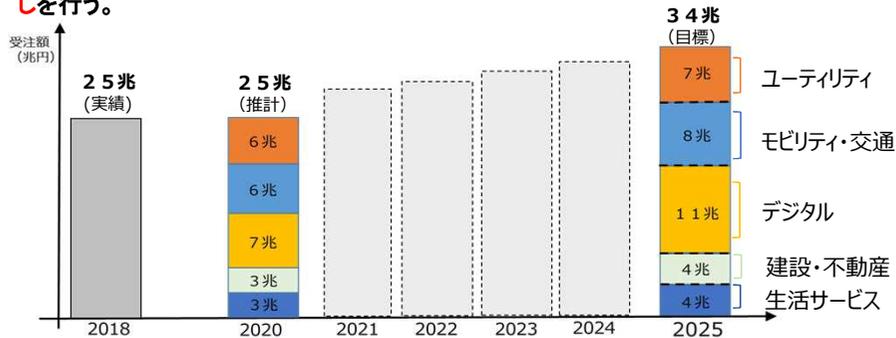
- 新興国企業との競争の激化
- SDGs(2015年国連)の考え方の普及
- 国際情勢の複雑化(インド太平洋地域は様々な変化に直面)

目的:「経済成長の実現」という単独目的から、3本の柱立てに

1. カーボンニュートラル、デジタル変革への対応を通じた**経済成長の実現**
2. 展開国の社会課題解決・SDGs達成への貢献
3. 「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)の実現

目標: KPIの設定

- **2025年のインフラシステムの受注額の目標**として、新たに「**34兆円**」を掲げる。
- 新型コロナウイルス感染症の世界経済への影響等を踏まえ、必要に応じ、**期中に見直し**を行う。



- 現行の**総理によるトップセールス(目標:年間10件以上)**を設定する他、戦略遂行上の指標として、新たなKPIの枠組みを検討する。

III. 施策の柱 (現行の4本から8本に再構築)

1. 現下の重要課題への対応

① コロナへの対応の集中的推進

- 中断中の案件への**緊急対応**(再開に向けた展開国への働きかけ、資金確保等)
- 展開国のニーズに応じ、**医療・保健・公衆衛生分野の強靱化**に貢献

② カーボンニュートラルへの貢献

- 「**2050年カーボンニュートラル実現**」に向け、共同開発・実証、海外市場の獲得等を通じ、我が国のカーボンニュートラルを促進するとともに、**世界の脱炭素化**にも貢献
- 石炭火力発電プロジェクトについては、**輸出要件を明確化し、支援を厳格化**

③ デジタル技術・データの活用促進

- デジタル技術による既存インフラの維持管理・運営の高度化、インフラから得られる**データを活用したサービス**の展開
- 先進技術を有するパートナー国企業との**マッチング支援**等

2. 目的の多様化への対応

④ コアとなる技術の確保

- プロジェクトの中で**重要技術や主導権を確保**した上で、現地企業等との連携を通じた**コスト競争力の確保**に向けた取組を促進
- 我が国企業の技術開発、組織再編・人材育成、現地企業等との連携支援

⑤ 質高インフラと現地との協創の推進

- **強靱化や社会配慮を含む質高インフラ投資原則**の普及・実践のための政策対話を推進
- 現地ニーズに合致した開発モデルを協創するため、**スマートシティ**を始め、展開国の複合領域に跨るインフラ開発について、**上流からの関与**を強化

⑥ 展開地域の経済的繁栄・連結性向上

- ハード・ソフトの両面で、**FOIPに資する戦略的な案件形成**を推進
- ビジョンを共有する**パートナー国との連携**を強化
- 適切なりスク管理のため、ODAを含む**広範な公的資金ツールを見直し・活用**

3. 手法の多様化への対応

⑦ 売り切りから継続的関与へ

- インフラの**運営・維持管理(O&M)**、投資による**事業運営への参画**を促進
- 我が国の強みの**特定・類型化**、ODA等を活用し、**インフラ整備からO&Mまでの一体的な案件形成**を支援、現地との協業に向けた**人材育成・技術移転とのパッケージ支援**

⑧ 第三国での外国政府・機関との連携

- 第三国における**パートナー国企業との協業**を促進
- **パートナー国政府・機関との協力枠組構築**(金融機関間の協力覚書等)と具体案件支援

国土交通省インフラシステム海外展開行動計画2021

第1章 基本的な考え方

はじめに

- ・人口減少・少子高齢化の進行により国内市場の縮小が懸念される中、世界の旺盛なインフラ需要を取り込み、我が国企業の受注機会を拡大することは、我が国の持続的な経済成長に寄与。
- ・2020年12月、2025年に34兆円の受注目標を掲げた政府の「インフラシステム海外戦略2025」が策定。

(1) インフラシステム海外展開の意義

 我が国の持続的な
経済成長の実現

 相手国の経済発展と社会が抱える課題解決への貢献
地球規模の課題解決への貢献


(2) インフラシステム海外展開をとりまく課題と環境の変化


 新型コロナウイルス
感染症の拡大

 デジタル技術による社会
経済構造の变革

 カーボンニュートラル実現に
向けた国際的な動き

 強靱かつ持続可能な
インフラシステムへのニーズ

 国際的な競争環境の
変化

(3) 取組を強化すべき新たな課題

◇ ポストコロナを見据えた デジタル技術の活用

- ・デジタル技術を活用したMaaS等交通ソフトインフラ、スマートシティの海外展開 (Smart JAMP)
- ・データ活用を支える技術の海外展開 (i-Construction等)

◇ 地球規模での気候変動への対応などによる 経済と環境の好循環の実現

- ・カーボンニュートラルに貢献する質の高いインフラシステムの海外展開
- ・ハード・ソフト一体となった防災インフラの海外展開 (ダム再生・防災協働対話・気象観測)

◇ FOIPへの寄与

- ・港湾と道路整備の一体的整備など、FOIPに資するプロジェクトを分野横断的に推進
- ・アフリカにおける「質の高いインフラ投資」の促進
- ・巡視船等官公庁船の供与など海上法執行能力の構築

◇ 新型コロナウイルス感染症へ足下の対応

- ・工事の早期再開へ向けた安全対策の徹底・工事の契約変更への支援

(4) 国際的な競争環境から見た課題

◇ 我が国と競合国の企業規模や競争力の差

- ・いたづらに量を追うことなく質を迫及。
- ・同時に、価格競争力を強化する取組も重要。

◇ 我が国企業の技術的優位性の相対的低下

- ・競争力ある技術を特定することが重要。
- ・インフラの維持運営、施工管理等の知見・ノウハウ等の活用が鍵。

◇ 業界の海外事業の経験不足

- ・海外事業向け人材の育成が重要。
- ・我が国規格の国際標準化による環境整備も課題。

第一章 基本的な考え方

(1) 川上からの継続的関与の強化

- トップセールス等による情報発信等
- ソフトインフラ（法律、計画・制度、技術基準）策定支援や行政官育成支援
- 独立行政法人等の技術やノウハウ、中立性や交渉力の活用
- JOINを活用した事業参入環境の整備
- 「質高インフラ」の実現のため、技術を適正・公正に判断できる「良き発注者」の考え方を発信
- 国際的な政策議論への参画
（世界経済フォーラム、世界交通大臣会合（ITF）等）

▶世界経済フォーラムグローバル・テクノロジー・ガバナンス・サミットへの参画



等

(2) PPP案件への対応力の強化

- インフラの管理運営（O&M）を行う独立行政法人等の積極的活用
- JOINを活用した海外PPP案件への我が国民間企業の参入促進



等

(3) 我が国の強みを活かした案件形成

- 「質の高いインフラシステム」のコンセプトの情報発信
- デジタル、気候変動（カーボンニュートラル、防災インフラ）、FOIPに対応した案件形成
- CORE JAPANの取組の推進
- 運営・維持管理（O&M）、人材育成・技術移転とのパッケージ型案件の形成
- 分野間連携による一体的推進
- 案件入札段階における競争性の確保等、「川下」まで見据えた案件形成

等

(4) 我が国コンサルタントの調査等の質の向上

- 調査の早期段階における我が国企業間の知見の共有

等

(5) 我が国企業の競争力の強化

- 現地ローカル企業との協業による「CORE JAPAN」の推進
- 第三国政府・企業との連携
- 国際標準化に係る戦略的取組の推進
- コスト競争力強化等のための技術開発の推進（i-Construction）

等



▲現地ローカル企業との協業

出典：大林組



▲建設機械の自動運転

出典：鹿島建設

(6) 我が国企業の海外展開に係る人材の確保と環境整備

- 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」の継続実施等による国内外の人材流動化促進

等



▲海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者のうち、国土交通大臣賞17名、国土交通大臣奨励賞11名の計28名の受賞者を決定



(7) 案件の受注後の継続的なフォローアップ

- トップクレーム、海外建設・安全対策ホットラインの活用等により、政変・騒乱等発生時の支援も含め、継続的にフォローアップを実施

等

(8) 新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた対応

○ 既存の9分野に、デジタル技術活用を強化する観点から、「交通ソフトインフラ」を新たな分野として追加するとともに、「都市開発・不動産開発」分野にスマートシティを明記。その上で、分野別に、市場の動向や我が国の強み・弱みを整理し、デジタル・気候変動対応を含め、今後の海外展開と具体的な取組等について記載。



都市開発・不動産開発・スマートシティ



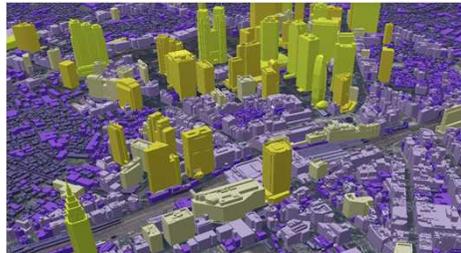
交通ソフトインフラ



建設産業・建設技術

■スマートシティ・交通ソフトインフラの案件形成

- ・「日ASEAN相互協力による海外スマートシティ支援策 (Smart JAMP)」により、案件形成を加速化。
- ・官民連携により交通ソフトインフラの案件形成を推進。
- ・WEF、ITF等のインフラ整備の潮流を形成する国際的議論への参画
- ・案件形成から出資・ハンズオン支援等までJOINにより支援を実施。



▲スマートシティの基盤の一つとなる3D都市モデルのイメージ (新宿駅周辺) 出典:国土交通省 Project PLATEAU



▲統合型MaaSアプリの提供 出典: willer



◀カナダエドモントン国際空港でのオンデマンドバスサービス導入に向け、JOIN、我が国IT企業及び同空港が覚書を締結

■カーボンニュートラルに資するインフラシステムの展開

- ・水素・燃料アンモニア等の輸入・活用拡大等を図る「カーボンニュートラルポート (CNP)」の形成の取組について、海外港湾においても展開を推進。
- ・水素やアンモニア等を燃料とする「ゼロエミッション船」の開発・海外展開を推進。



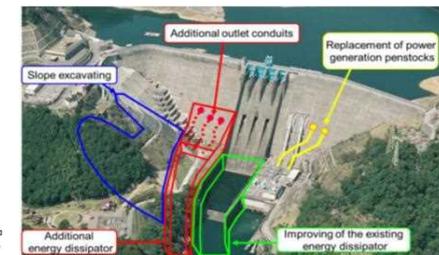
ゼロエミッション船のイメージ

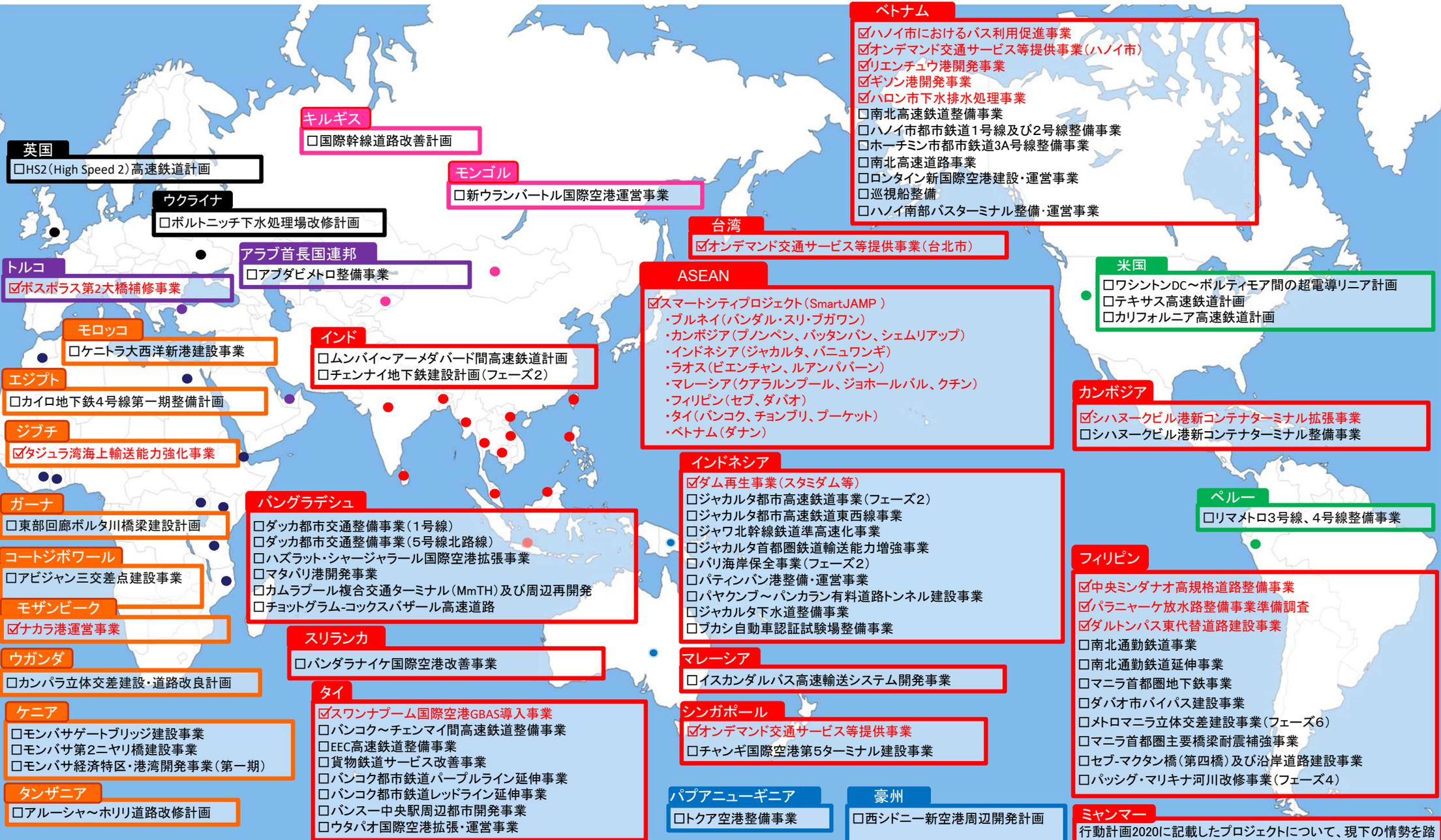
■防災インフラの海外展開の取組強化

- ・既設ダムを運用しながら治水機能の回復、強化や、CO₂削減にも資する発電機能の増強等を行うダム再生等のハード・ソフト一体となった流域治水のノウハウの海外展開の促進。



▲ダム再生の例 (新丸山ダム (左) 鶴田ダム (右))





赤字: 行動計画2021において新たに追加されたプロジェクト

「旅行業の質の維持・向上」

令和4年6月2日

国土交通省 観光庁参事官(国際関係・観光人材政策)

国土交通省 観光庁参事官(旅行振興)

1. 政策レビューの取組方針

テーマ名	旅行業の質の維持・向上
対象政策の概要	<p>増加する訪日外国人旅行者に伴い、①地域における受入環境整備、②旅行の安全や取引の公正の確保等が課題となっていた。</p> <p>①地域における受入環境整備 通訳案内士が都市部へ偏在しており、また資格保有言語も英語に偏っていたため、通訳案内士は量的に圧倒的に不足しており、多様化するニーズに対応しきれていなかった。また、地域独自の文化や産業の体験・交流などを重視した旅行商品へのニーズが高まっているところ、地域発着の旅行商品(着地型旅行商品)の企画・提供は十分に行われていなかった。</p> <p>②旅行の安全や取引の公正の確保等 旅行業者が旅行サービス手配業者へと旅行手配を丸投げすることにより、キックバックを前提としたお土産屋への連れ回しや高額な商品購入の勧誘等安全性が低下する事案が発生していた。</p> <p>そこで、平成29年度の法改正(「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案」)において、通訳案内士の業務独占規制の廃止や、地域通訳案内士制度の創出等、通訳案内士制度の見直し、地域に限定した知識のみで取得可能な地域限定の旅行業務取扱管理者制度の創設、旅行サービス手配業の登録制の創設等を実施することにより、旅行業の質の維持・向上が図られた。</p>
評価の目的、必要性	<p>平成29年3月の法改正(平成29年3月通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律)による通訳案内士及び旅行業に関する諸政策について、法改正から5年が経過した令和4年度に政策レビューを実施し、その評価結果を今後の通訳案内士及び旅行業政策に反映する等、通訳案内業務の適正な実施及び旅行の質の向上や旅行の安全の確保に向けて繋げていくことを目的とする。</p> <p>また、法改正の以後、一定期間で政策評価を検証し、政策の効果が根付いているかどうか等分析・評価を行うことが、更なる通訳案内業務の適正な実施及び旅行の質の向上や旅行の安全の確保を図るためには必要である。</p>
評価の視点	法改正による施策が、通訳案内業務の適正な実施や地域の魅力を活かした旅行商品の企画・販売や旅行の安全・取引の公正確保等に寄与しているかを分析する。
評価手法	地域限定旅行業者、旅行サービス手配業者、通訳案内士、関係団体等へのアンケート及びヒアリングの実施等により、法改正の効果の分析を行う。
政策への反映の方向	本政策レビューの評価結果を、今後の通訳案内士及び旅行業政策の立案に反映させる。
検討状況	<p>法改正により、非資格保有者も、有償で外国語を用いた通訳案内を行うことができるようになり、多様なガイド主体の参入が可能となった。一方で通訳案内士は質の高い観光案内を提供する者として、訪日外国人旅行者の満足度の高い旅行を支える上で、重要な役割を担っており、通訳案内研修等を通じて質の維持・向上について、引き続き、取り組んでいく必要がある。旅行サービス手配業、地域限定旅行業ともに、制度についての認知が足りていないという声がアンケートで寄せられていることから、今後周知を通じて制度への理解・普及を図る。地域限定旅行業については、着地型商品の企画・販売を促進するのみではなく、高付加価値な旅行商品・サービスを提供できるよう対策を検討する。また、平成29年3月の法改正以後、新型コロナウイルスの影響により旅行需要が減少し、資格が十分に活かされていない状況となっているため、今後需要が回復した際には実施状況等の把握に努め、必要な対策を検討する。</p>
第三者の知見の活用	国土交通省政策評価会のほか関係機関等への意見聴取、また、「アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会」でのご意見を活用する
備考	

2-1. 旅行業の概要①

○ 旅行業とは、①報酬を得て、②一定の行為(旅行業務)を行う③事業をいう。(法第2条第1項)

①報酬

- (1) 企画旅行において値付けをすることによって得られる収益
- (2) 受注型企画旅行契約において旅行者から收受する「企画料」
- (3) 手配旅行において旅行者から收受する「旅行業務取扱料金」
- (4) 運送・宿泊機関等から收受する「販売手数料」
- (5) 他社のパッケージツアーを販売した場合の当該他社から收受する「販売手数料」
- (6) 渡航手続き代行契約において旅行者から收受する「渡航手続き代行料金」
- (7) 旅行相談契約において旅行者から收受する「相談料金」

②旅行業務

基本的旅行業務

- (1) 自己の計算における、運送・宿泊に関するサービス(運送等サービス)提供契約の締結行為
- (2) 運送等サービスに関する代理・媒介・取次・利用行為
＜例＞ 航空券の販売、旅館の紹介、貸切バスを利用したツアーの販売

付随的旅行業務

- (3) (1)に付随して行う、自己の計算における、運送等サービス以外のレストラン利用、観光施設入場等の旅行サービス(運送等関連サービス)提供契約の締結行為
- (4) (2)に付随して行う運送等関連サービスに関する代理・媒介・取次行為
- (5) (1)及び(2)に付随して行う渡航手続き(旅券・査証取得)の代行、添乗業務等の行為

相談業務

- (6) 旅行日程の作成、旅行費用の見積り等の旅行の相談に応じる行為

③事業

以下の例のような場合は、行為の反復継続の意思が認められる。

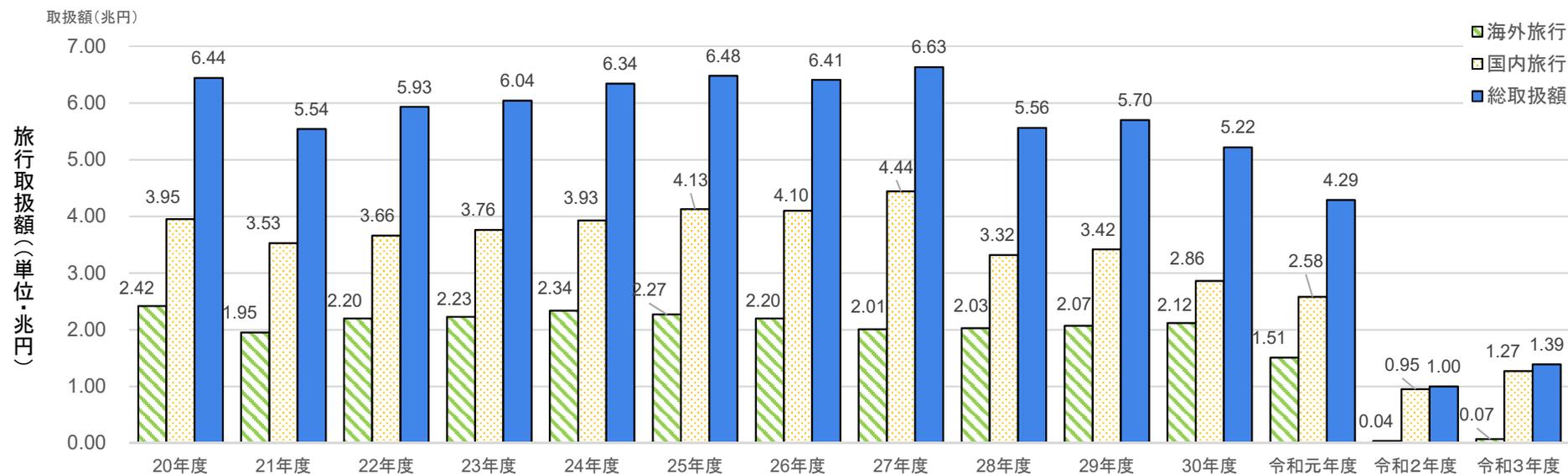
- (1) 旅行の手配を行う旨の宣伝、広告をしている場合
- (2) 店舗を構え、旅行業務を行う旨の看板等を掲げている場合

旅行業界の現状

■事業者数:計11,792社(令和4年4月1日時点)

【第1種:631、第2種:3,037、第3種:5,251、地域限定:534、代理業:538、旅行サービス手配業:1,801】

第1種旅行業者における旅行取扱額の推移

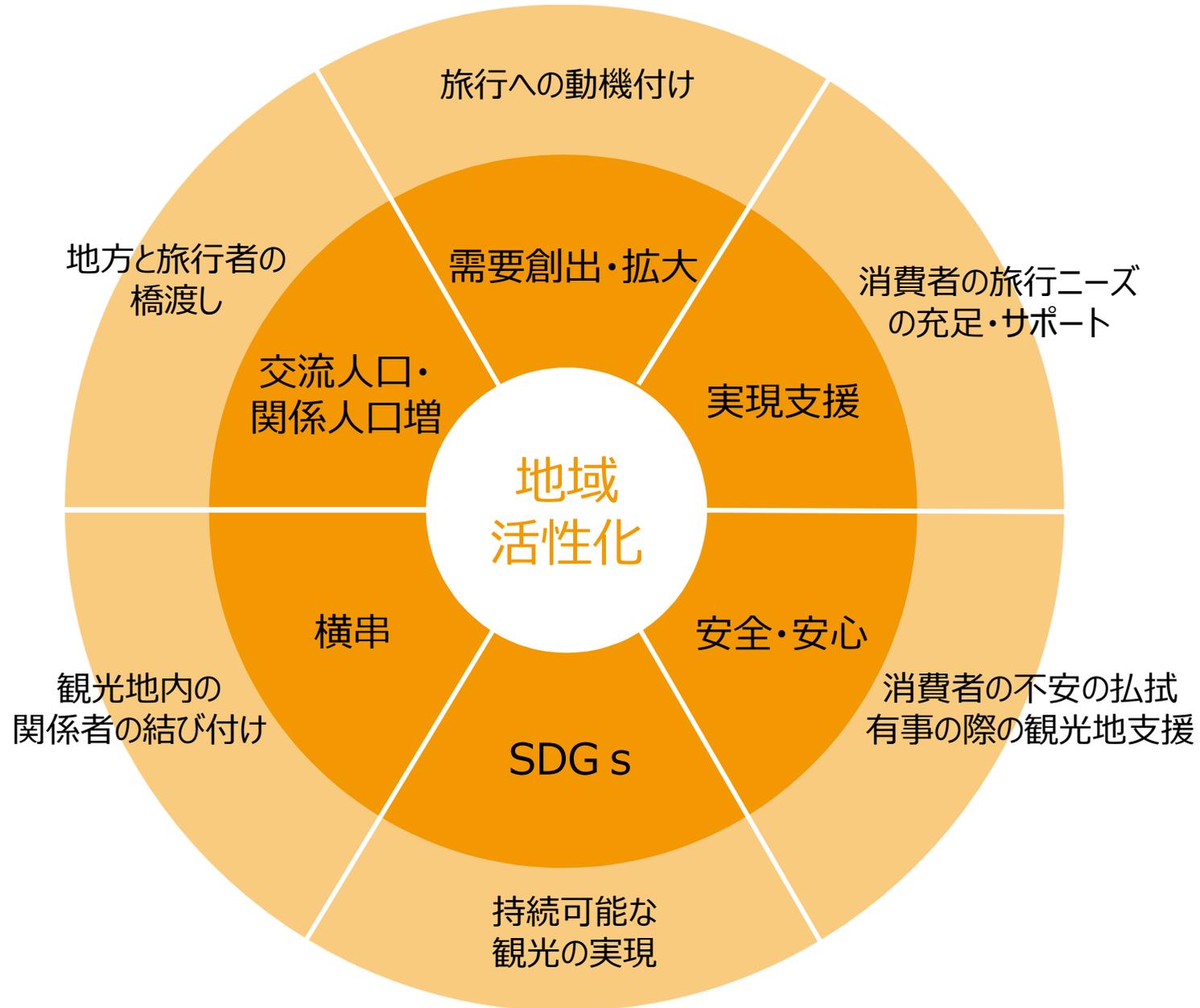


出典:主要旅行業者旅行取扱状況年度総計[観光庁]

※1:総取扱額は外国人旅行の取扱額も含まれる。

※2:平成28年度より、JTBグループ各社における社内取引を相殺したものを計上。なお、平成30年度からは楽天の調査協力が得られていない。

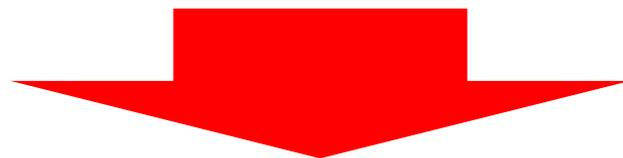
2-3. 旅行業に期待される役割について



2-4. 旅行業の課題及び質の向上について

旅行業の課題について

- ①旅行に関するサービスを手配するランドオペレーター等により、旅行の安全・安心を脅かすような事案が発生。
- ②人気観光地に旅行商品の行き先が偏重する傾向が見られ、地域の魅力を活かした旅行商品の造成が十分にできておらず、多様化する消費者の旅行需要の喚起に十分につながっていない。



旅行業の質の向上について

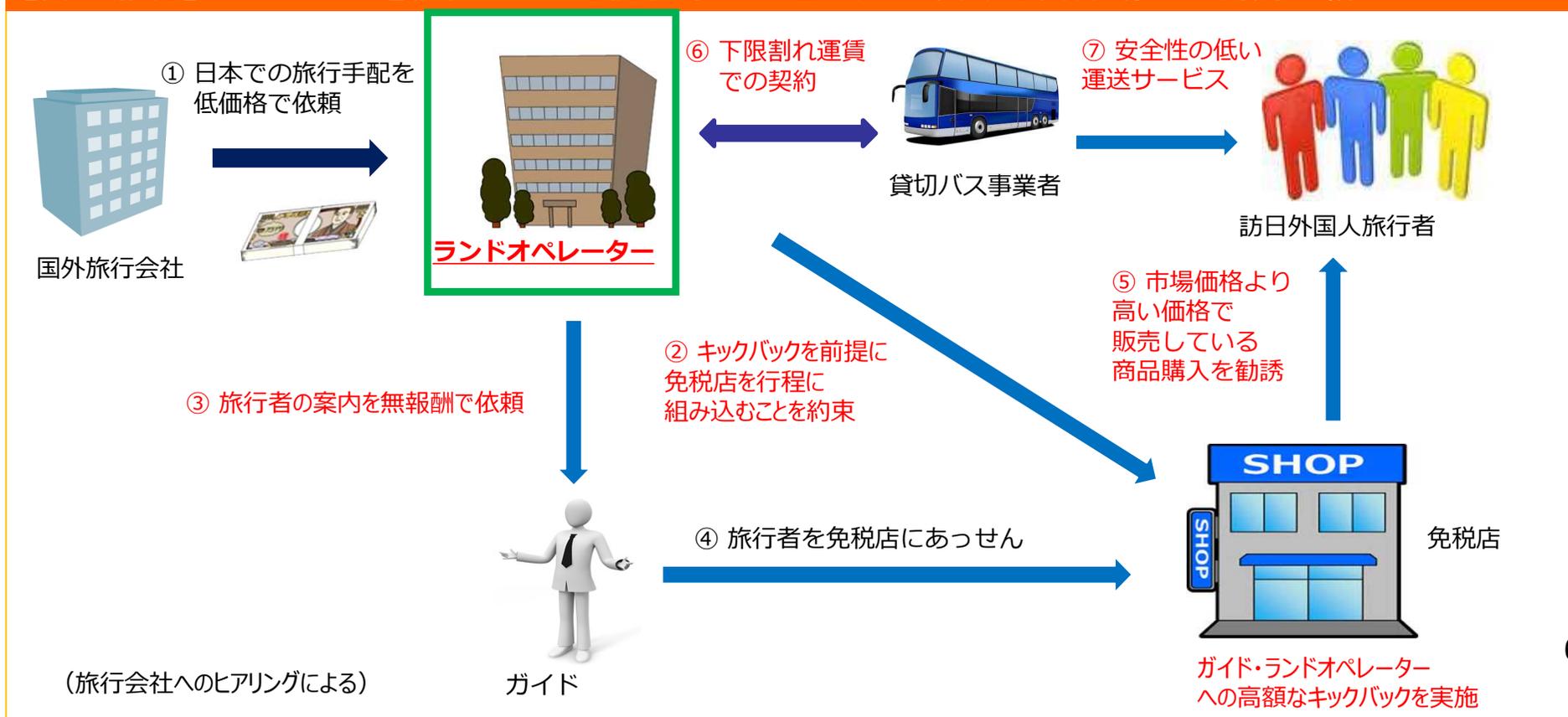
- ①旅行は無形のサービスを提供するものであるため、旅行者が安全・安心に旅行を楽しむことが出来ることが必要。
- ②とりわけ地方において人口減少・少子高齢化が進展する中、旅行業には地域に根差した魅力的な旅行商品の造成等を通じ、地方への交流人口の創出・増加につなげていくことが期待される。

3-1. 法改正前の状況及び課題【旅行サービス手配業】

旅行の安全・取引の公正確保等について

- ・ 訪日旅行の一部にて、キックバックを前提とした土産物屋への連れ回し、高額な商品購入の勧誘等の問題が発生しており、観光庁ご意見箱へもクレームが寄せられるなど旅行者の満足度が低下する事態が生じていた。
- ・ 旅行会社へのヒアリングによると、ランドオペレーターがキックバックを前提として土産物屋を行程に組み込むことを約束し、ガイドにも土産物屋からのキックバックを前提として「無報酬で」案内を依頼していることが判明。
- ・ また、ランドオペレーターが国内運送業者に対する手配を行う際に貸切バスを下限割れ運賃で契約するなどの行為が見られ、旅行の安全性等の観点からも問題が生じている。
- ・ ランドオペレーターの行為に対して、行政が一定の関与ができるよう、登録制等により実態の把握を行うことが必要。

【訪日旅行】キックバックを前提とした免税店等への連れ回し・高額な商品購入の勧誘の構図(例)



3-1.法改正前の状況及び課題【旅行サービス手配業】

事故概要

平成28年1月15日(金)午前1時55分頃、長野県軽井沢町の国道18号線碓氷バイパス入山峠付近において、貸切バス(乗員乗客41名)がガードレールを突き破り、道路右側に転落、**乗員乗客15名(乗客13名・乗員2名)が死亡、乗客26名が重軽傷(骨折等の重傷17名・軽傷9名)**を負う重大な事故が発生。

バスは、スキー客を乗せ、東京を出発し、長野県の斑尾高原に向かっていた。

バス事業者概要

- 事業者名:(株)イーエスピー
(東京都羽村市富士見平)
- 許可年月日:平成26年4月18日
- 保有車両数:12台
- 事故車両:三菱製大型バス
初度登録年度:平成14年10月

特別監査で判明した主な違反

- ✓ 始業点呼の未実施
- ✓ 運行指示書の未作成
- ✓ 運転者の健康診断の未受診
- ✓ 運賃の下限割れ 等



ランドオペレーターが不適法な契約のあっせんを行っていた

●事故車両の損傷状況



●事故直前の運行経路 ※現場付近



3-2.法改正の概要【旅行サービス手配業】

法改正概要(平成29年3月通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律)

- ① 旅行サービス手配業者を登録制を創設(第23条)
- ② 旅行業務取扱管理者又は旅行サービス手配業務取扱管理者(※)の選任を義務づけ
(※:研修及び効果測定にて資格取得) (第28条第1項)
- ③ 管理者に対して定期的な研修受講の義務付け(第28条第6項)
- ④ 書面交付を義務付け(第30条)
- ⑤ 違法な営業を行っている土産物店への連れ回し等禁止事項を明示(第31条、第32条)→(施行規則第52条)
- ⑥ 業務改善命令、登録取消等の処分・罰則を整備(第36条、第37条、第74条等)

旅行サービス手配業務取扱管理者

- 営業所ごとに、一人以上の管理者の選任が必要
- 取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するために必要な事項についての管理・監督を行う
- 定期的な研修受講(5年ごと)

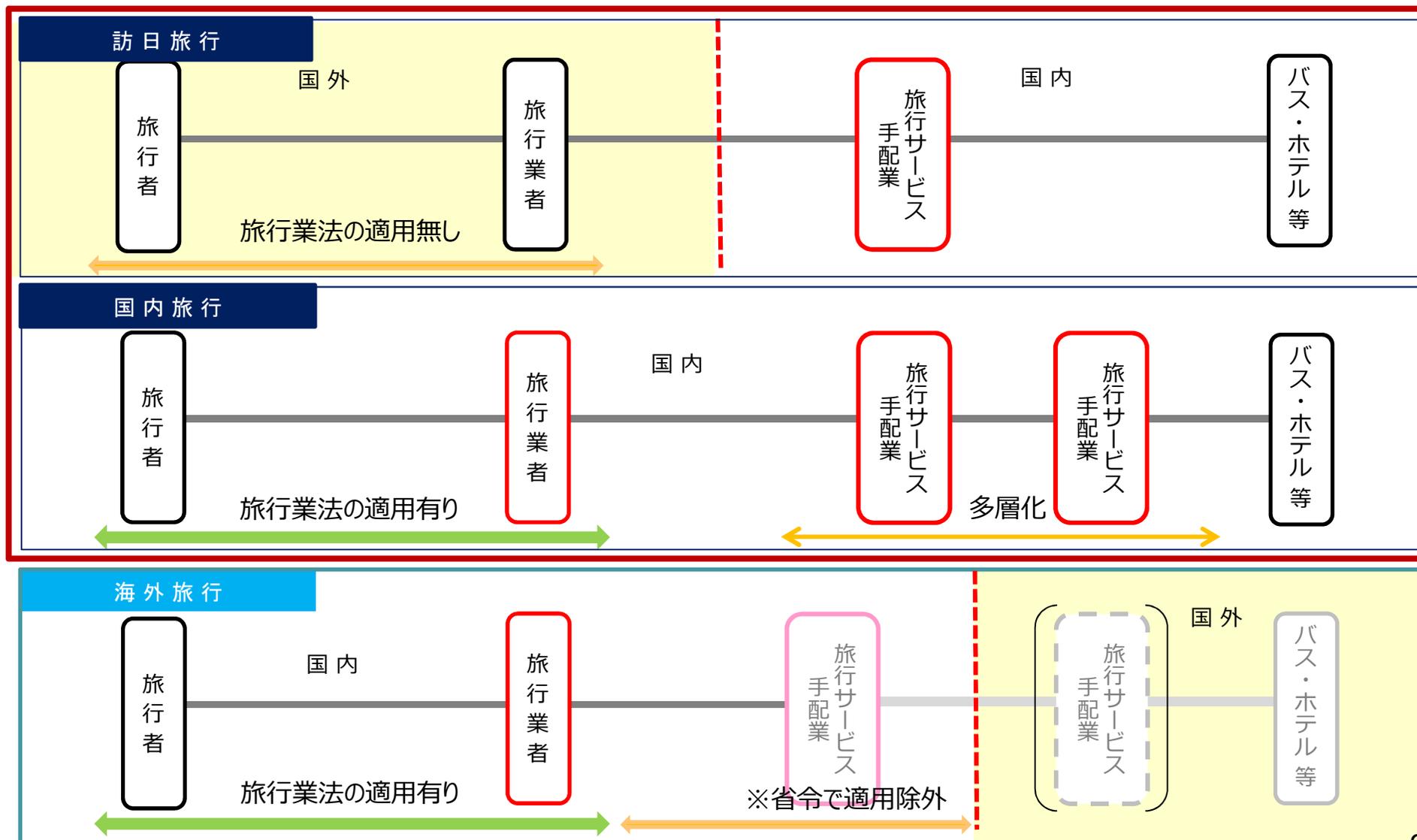


書面交付義務

- 契約内容について取引の当事者が正確に理解し、旅行の安全を制度的に担保するため、旅行者・サービス提供者双方への書面交付を義務づけ
- ＜書面記載事項＞
「旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容」等国土交通省令で定める事項を記載
(例) 旅行に関するサービスの内容
旅行サービス手配業務取扱管理者の氏名 等

3-2.法改正の概要【旅行サービス手配業】

○ 旅行サービス手配業者の業態は、旅行形態の違いにより、以下のとおり整理される。



(※) 海外旅行の手配行為は、旅行の安全等に支障を及ぼすおそれがないものとして、規制対象から除外(省令)

3-3. 評価について【旅行サービス手配業】

評価の目的・必要性

法改正以後、旅行サービス手配業者に関して、これまでのところ大きな問題に繋がっているものはないが、今後とも軽井沢スキーバス事故のような重大な事故が発生することのないよう、一定期間で政策評価を検証し、政策の効果が根付いているかどうか等分析・評価を行うことが、更なる旅行の安全の確保を図るために必要である。

評価の視点

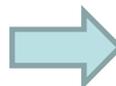
今般、旅行サービス手配業者や、旅行サービス手配業者を利用する事業者へ実施するアンケート調査の結果をもとに、法改正による目標が達成されているか政策評価を行う。

評価手法

- ・以下の調査により、法改正による効果や変化等について分析を行う
旅行サービス手配業者について、平成30年～令和2年に登録された事業者を中心に、235社を対象としたアンケート調査

3-4. 法改正による評価【旅行サービス手配業】

旅行サービス手配業者への行政処分について



登録制創設後は3件の処分が発生(いずれも業務停止)

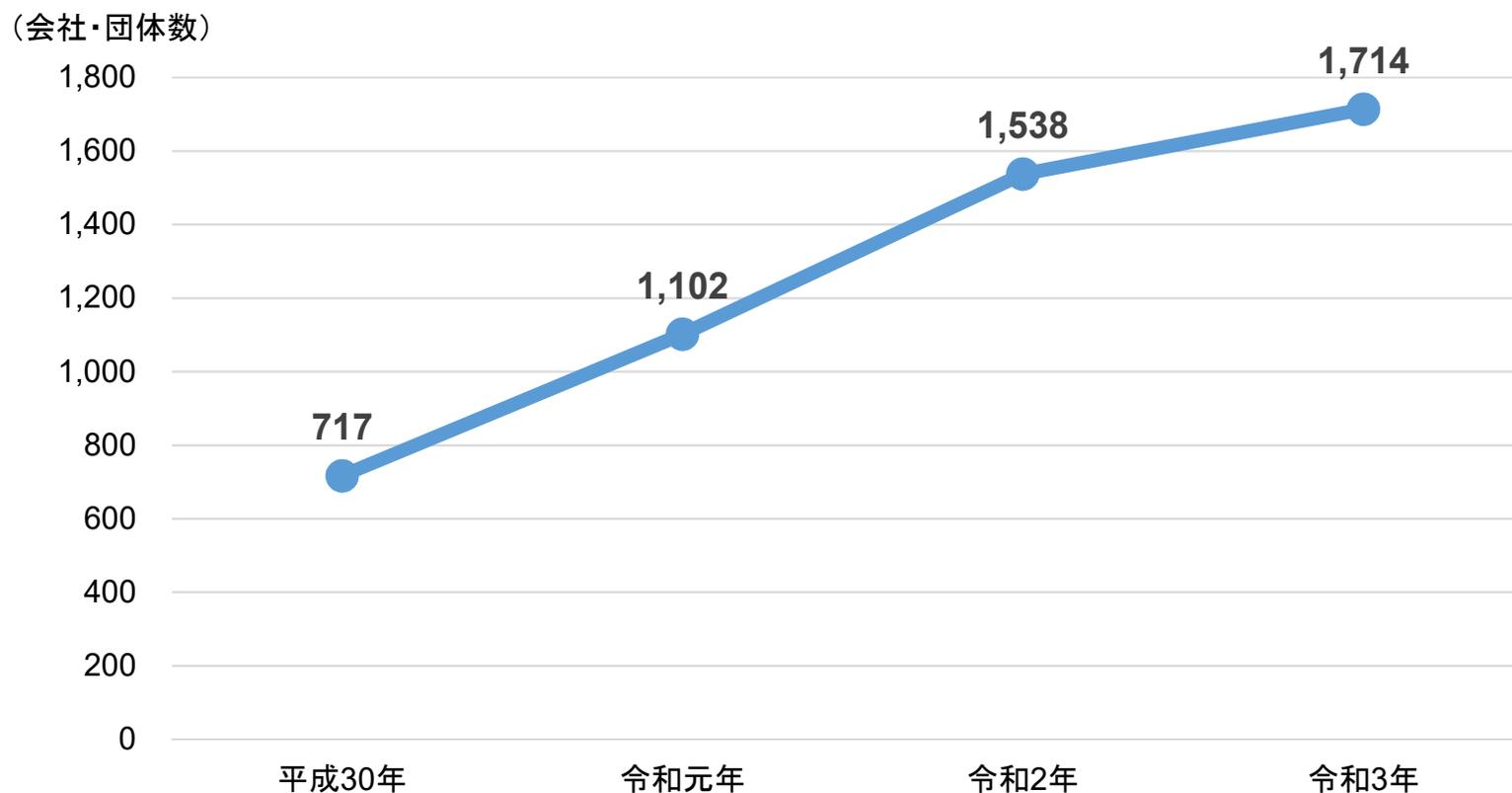
	処分日	処分内容	根拠法令	違反行為の内容
A社	R2.11.2	業務停止	旅行業法第31条第3項	発着地いずれも <u>営業区域外に存する貸切バスを手配し</u> 、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした
B社	R2.10.14	業務停止	旅行業法第31条第3項	発着地いずれも <u>営業区域外に存する貸切バスを手配し</u> 、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした
C社	R2.6.24	業務停止	旅行業法第31条第3項	貸切バスの手配について、バス事業者の <u>届出運賃の下限を下回る運賃・料金</u> で手配を行い、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした

出典: 観光庁HP「旅行業者等に対する行政処分情報」
 ※登録制創設以後の手配業者に対する処分を抜粋

3-4. 法改正による評価【旅行サービス手配業】

○ 旅行サービス手配業の登録制が創設された平成30年には約700社だったが、コロナ禍にあっても堅調に増加し、令和3年現在では約1,700社が登録しており、業界での本法改正における必要性の高まりと評価できる。

● 旅行サービス手配業者

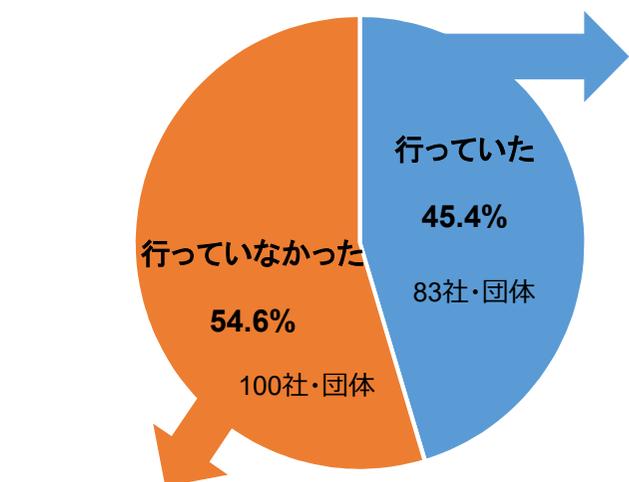


出典：観光庁

3-4. 法改正による評価【旅行サービス手配業】

- 平成30年の旅行サービス手配業登録制の創設前からオペレーター業務を行っていた会社・団体が45.4%、創設後にオペレーター業務を開始したのが54.6%だった。
- 「良くなったと思う点」として「取引先等からの信頼度／安心感が高まった」「手配業の位置付けや業務範囲が明確になった／認知が高まった」「業務がしやすくなった」などが挙がっている。

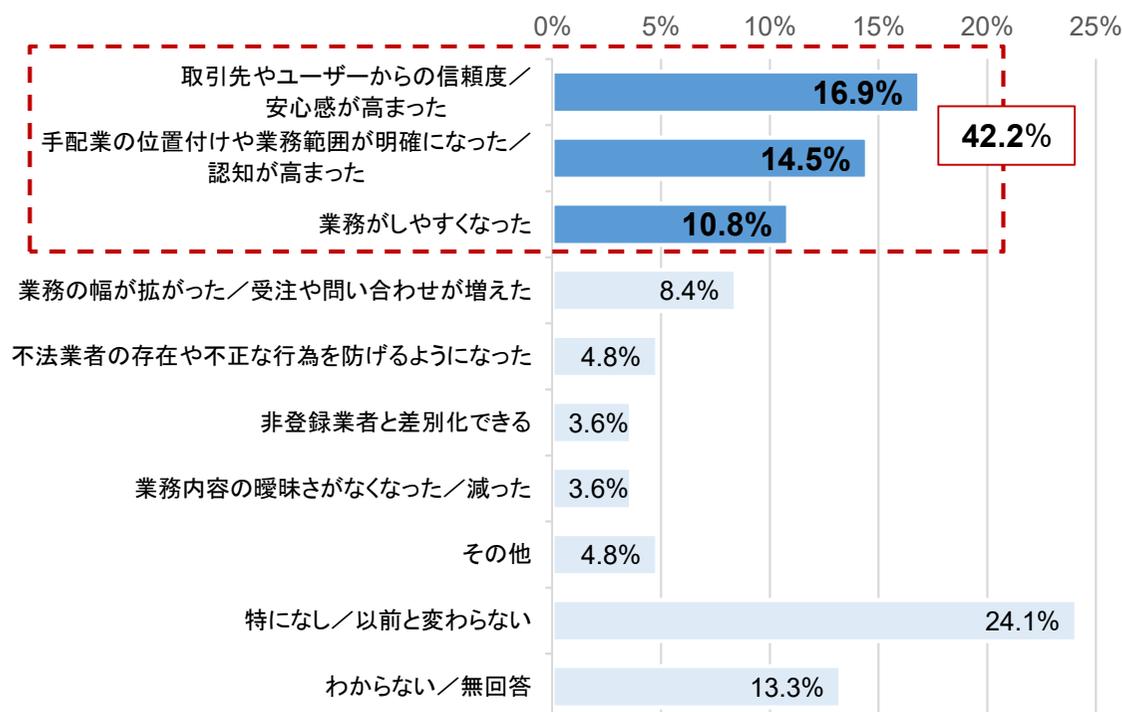
問 貴社・貴団体は、旅行サービス手配業が登録制となる前からオペレーター業務を行っていましたか。



新規参入した
 (創設後にオペレーター業務を開始した)
会社・団体数は
54.6%

旅行の安全、旅行者の利便等の確保に向けた方向性を支持し、新たに参入

登録制になってから良くなったと思う点 (複数回答可、83社・団体中)

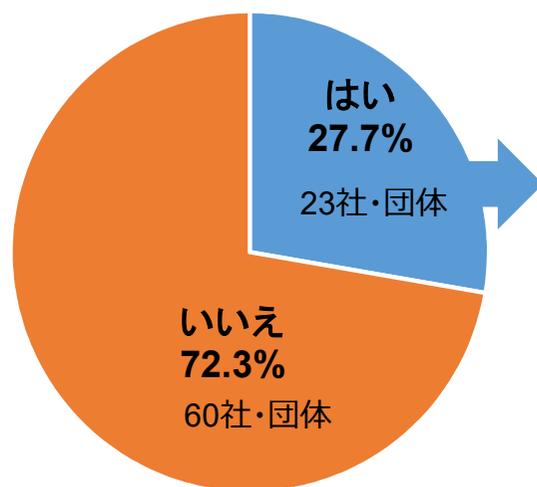


※一方、仕事の減少、信頼を失ったなど会社のマイナスイメージにつながったという悪影響は見られなかった。

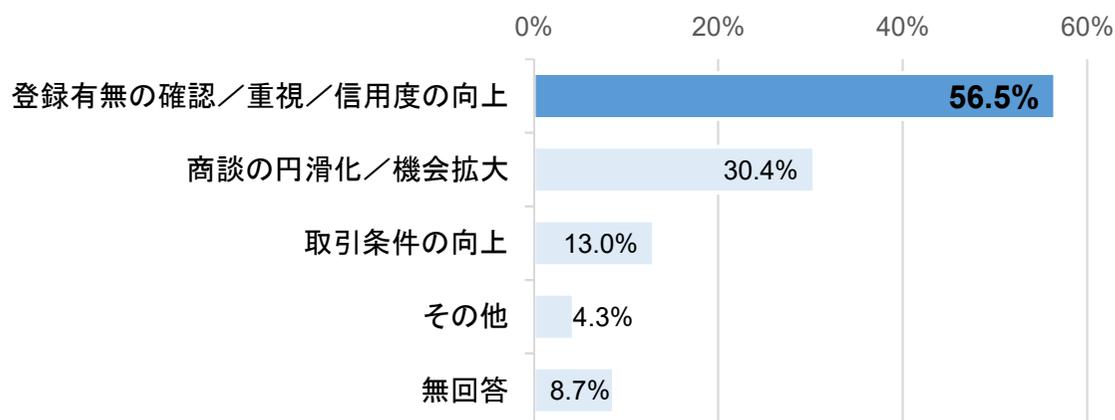
3-4. 法改正による評価【旅行サービス手配業】

- 旅行サービス手配業登録制度導入によって観光関係施設、土産物店などとの関わりに変化があったのは12.6%。全体の10%以上もの取引を改善させた。
- 変化の内容としては、特に登録制度によって信用度が向上し、登録の有無が重視されるようになったこと、次いでビジネスチャンスの拡大、取引条件の向上が挙げられている。

問 登録制度が導入されたことにより、観光関係施設、土産物店などの手配先との関係性や、取引内容に変化はありましたか。



観光関係施設、土産物店などとの関係性や取引内容における変化の内容（複数回答可、23社・団体中）

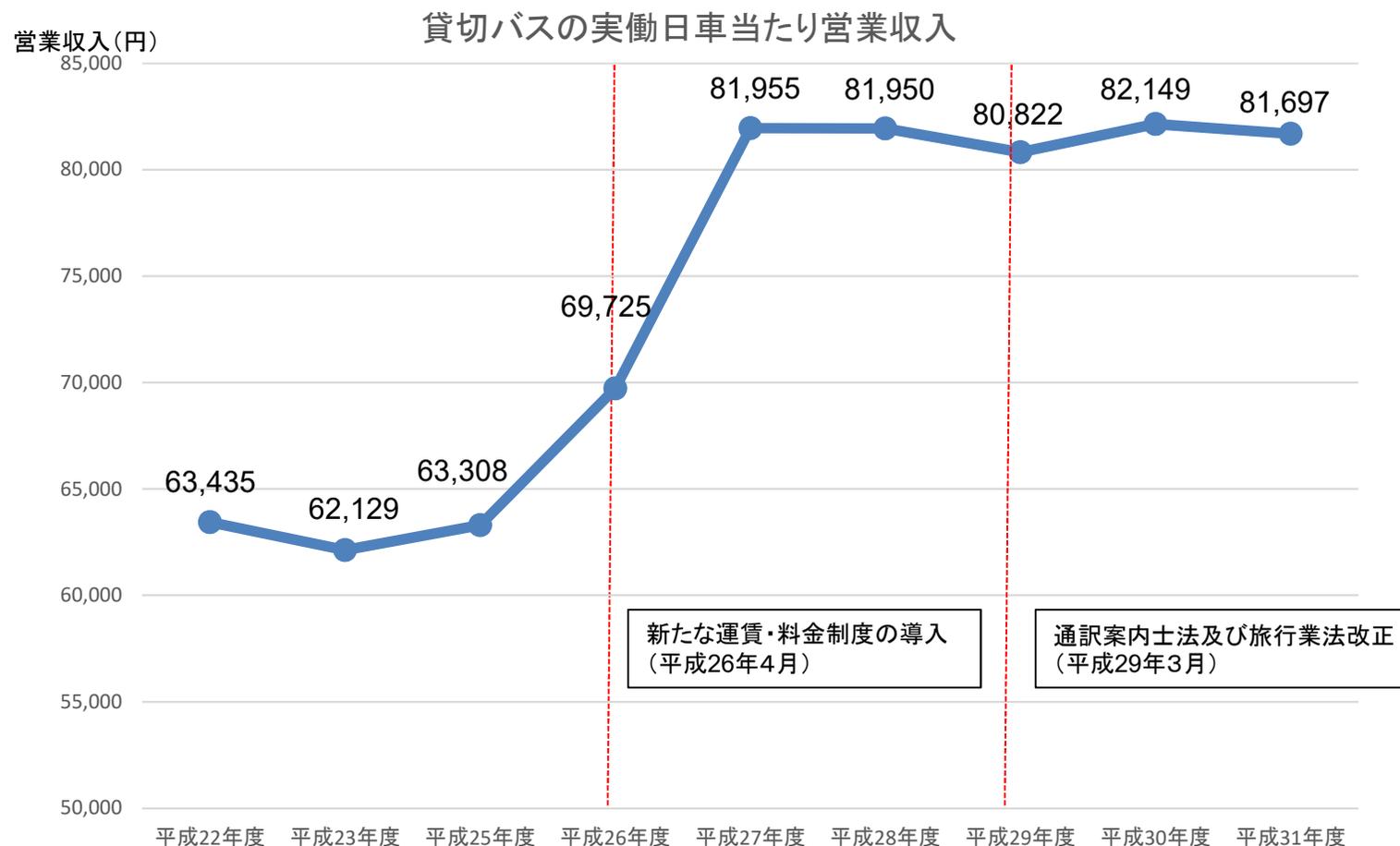


登録制度スタート以前からオペレーター業務を行っていた会社・団体では、登録制度創設により「立場が明確になったことで信用度が増した」「契約がスムーズに進むことが増えた」という回答が目立つ。特に新規取引の際には、相手に対して信用を担保する証となっていることもうかがえる。

※一方、仕事の減少、信頼を失ったなど会社のマイナスイメージにつながったという悪影響は見られなかった。

3-4. 法改正による評価【旅行サービス手配業】

- 平成26年からの現行の運賃・料金制度の導入に伴い、貸切バスの実働日車当たり営業収入は増加しており、旅行業法改正以後も高い水準を維持している。



出典:国土交通省自動車局旅客課「貸切バス事業の概要」より
 ※平成24年度の数値については調査対象事業者が異なるため記載されていない。

3-5. 検討状況【旅行サービス手配業】

その他アンケートで寄せられた声

- ・旅行サービス手配業の登録制度導入が周知されていない
- ・旅行サービス手配業というものが浸透しているのでしょうか
- ・登録したことによってどんな意味があるのか良く分からない
- ・登録直後、コロナが流行してしまい関係性が一時停滞している。
- ・コロナの影響で、需要が減り仕事自体が減った。



今後の対応についての検討

- ・旅行サービス手配業の登録制度についての更なる周知を通じて、制度の理解の深化を図る。
- ・平成29年の法改正による登録制度の導入後、新型コロナウイルスの影響により旅行需要が減少し、資格が十分に活かされていない状況となっているため、今後、需要が回復した際には、旅行サービス手配業の実施状況等の把握に努め、必要な対策を検討する。

地域を巡る旅行の促進について

◎ 「団体旅行から個人旅行へ」という流れの中で、個人旅行需要をいかにして取り込むかが、地域振興の成否の鍵を握っているとされていた。

※これまでは、物見遊山的な団体旅行が中心。そのため、個人の興味・関心に応じた柔軟な旅行商品の設定ができないのが欠点。

発地型(従来)

《出発地側で企画された旅行商品》
出発地側(例えば東京)の旅行業者が旅行商品を企画するため、旅行商品の内容が平板なものになりがちで、地域の魅力を十分に活かした旅行商品を提供できない。

着地型

《目的地側で企画された旅行商品》
目的地側の関係が旅行商品を企画することで、地域の観光資源・魅力を生かし、消費者のニーズに合った多様な旅行商品の提供が可能に。

- ・旅行者の満足度向上
- ・滞在時間の延長

着地型の例



長崎県小値賀島ガイドツアー



瀬戸金太郎芋の大収穫祭

4-2.法改正の概要【地域限定旅行業務取扱管理者】

地域限定旅行業について

旅行業を営むには、旅行業登録が必要になり、取り扱うことのできる旅行商品の範囲や登録要件により、第1種・第2種・第3種・地域限定と4つの区分がある。

地域限定については、旅行商品の取扱いは営業所の存する隣接市町村内に限られるものの、登録時に必要となる営業保証金や基準資産の要件の面でハードルが低く設定されており、地域の魅力を活かした旅行商品の企画・販売を促進することが目的とされている。

旅行業の登録種別と登録要件等について

旅行業等の区分		登録行政庁 (申請先)	業務範囲※				登録要件	
			企画旅行			手配旅行	営業保証金	基準資産
			募集型		受注型			
			海外	国内				
旅行業者	第1種	観光庁長官	○	○	○	○	7000万 (1400万)	3000万
	第2種	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事	×	○	○	○	1100万 (220万)	700万
	第3種	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事	×	△ (隣接市町村等)	○	○	300万 (60万)	300万
	地域限定	主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事	×	△ (隣接市町村等)	△ (隣接市町村等)	△ (隣接市町村等)	15万 (3万)	100万

※:業務範囲について

募集型企画旅行 → 旅行業者が、予め旅行計画を作成し、旅行者を募集するもの(ex.パッケージツアー)

受注型企画旅行 → 旅行業者が、旅行者からの依頼により旅行計画を作成するもの(ex.修学旅行)

手配旅行 → 旅行業者が、旅行者からの依頼により宿泊施設や乗車券等のサービスを手配するもの

4-2.法改正の概要【地域限定旅行業務取扱管理者】

法改正概要(平成29年3月通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律)

地域の観光資源・魅力を活かした体験・交流型旅行商品の企画・販売の促進に向けた見直し
「旅行業務取扱管理者」の営業所への配置に関する規制を緩和

- ① 地域に限定した知識のみで取得可能な地域限定の旅行業務取扱管理者の資格制度の創設
 - ② 1名の旅行業務取扱管理者による複数営業所兼務の解禁(地域限定旅行者に限る)
- ⇒ホテル・旅館等による地域体験・交流型旅行商品の企画・販売の促進

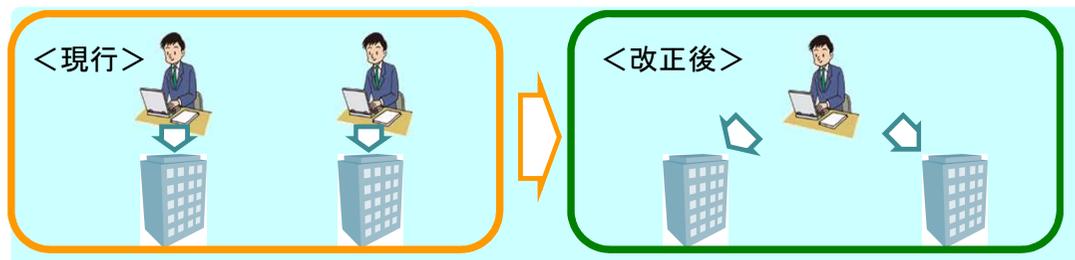
①地域限定旅行業務取扱管理者の新設(第11条の2第6項、第11条の3)

地域限定旅行業務取扱管理者試験を創設し、地域限定旅行者が当該試験の合格者を管理者として選任できることとする。

取扱い可能な旅行範囲	総合旅行業務取扱管理者	国内旅行業務取扱管理者	地域限定旅行業務取扱管理者(新設)
日本全国+海外	○	×	×
日本全国	○	○	×
地域限定	○	○	○(※)

(※)航空運送や日本全国の地理等を試験科目から省略

②1名の旅行業務取扱管理者による複数営業所兼務の解禁(第11条の2第5項) ※地域限定旅行者に限る



- ・複数営業所が近接しているとき
(営業所間の距離の合計が40km以下)
 - ・旅行業務の適切な運営が確保される場合(※)
- ※1名の管理者が担当する営業所の業務量の年間取引額の合計が一定以下(1億円以下)になる場合

評価の目的・必要性

法改正以後、新たに資格創設された地域限定旅行業務取扱管理者数については順調に増加しているところ、一定期間で政策評価を検証し、政策の効果が根付いているかどうか等分析・評価を行うことが、更なる旅行の安全の確保を図るためには必要である。

評価の視点

従来、旅行商品は主に出発地側(例えば首都圏)の旅行業者が旅行商品を企画するため、旅行商品の内容が平板なものになりがちで、地域の魅力を十分に活かした旅行商品を提供できなかった。

目的地側の関係者が旅行商品を企画することで、地域の観光資源・魅力を活かし、多様化する消費者のニーズに合った多様な旅行商品となるため、それを促進するべく、平成29年の法改正により地域に根差した旅行業を営みやすくなるような制度を創設した。

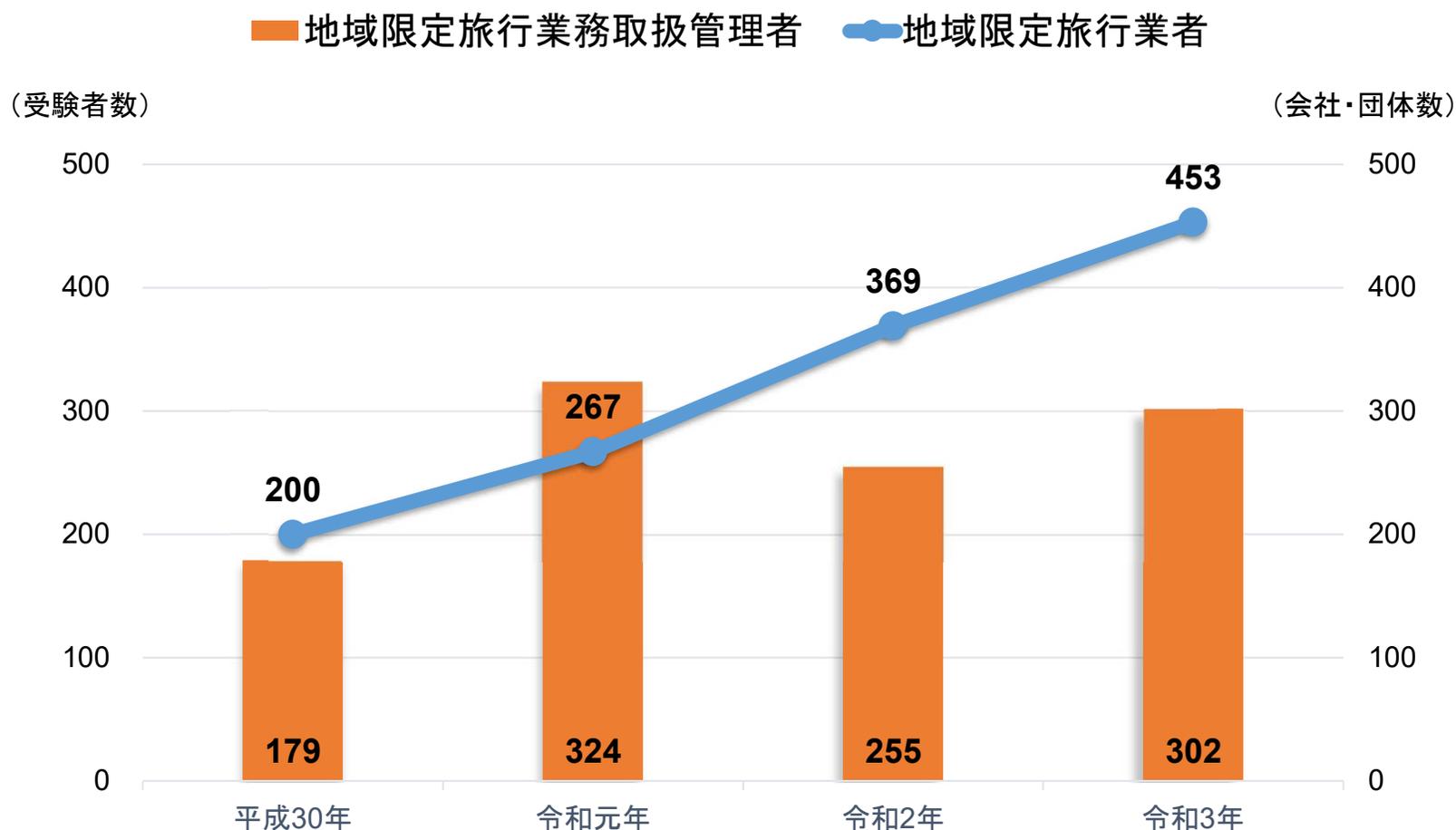
今般、地域限定旅行業者へ実施するアンケート調査の結果をもとに、法改正による目標が達成されているか政策評価を行う。

評価の手法

- ・以下の調査により、法改正による効果や変化等について分析を行う
地域限定旅行業者について、平成30年～令和2年に登録された事業者を中心に、235社を対象としたアンケート調査

4-4. 法改正による評価【地域限定旅行業務取扱管理者】

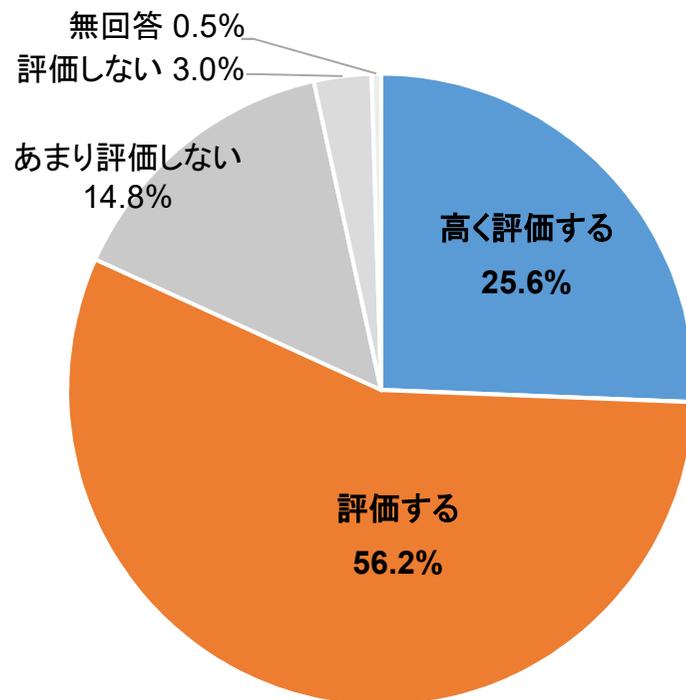
- 地域限定旅行業務取扱管理者の受験者は開設当時は179人だったが、現在では300人以上の受験者となっている。
- また、地域限定旅行者は平成30年は200団体・会社だったが、令和3年時点で453社・団体に増えており、いずれもコロナ禍においても堅調に推移していることから社会的ニーズがあるものと認められる。



4-4. 法改正による評価【地域限定旅行業務取扱管理者】

○ 資格創設について「高く評価する」が25.6%、「評価する」が56.2%と、8割強が肯定的に評価しており、資格創設が事業の広がりや多様化、地域活性化に貢献していることがうかがえる。

問 地域限定旅行業務取扱管理者資格が創設されたことについての評価を教えてください。



制度創設後の旅行取扱状況について評価する点

- ・旅行業への参入がしやすくなった／事業の幅が拡大した／事業の幅が拡大しやすくなった
- ・地域の魅力を活かしたツアーの造成がしやすくなった／旅行者からのツアーへの認知度が上がった
- ・旅行事業の活性化／地域事業者との連携が深まった
- ・資格取得が容易になった

制度創設後の旅行取扱状況について評価しない点

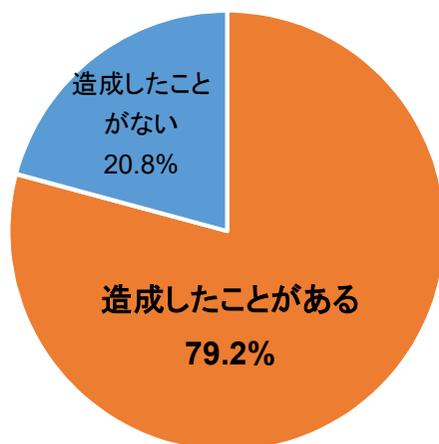
- ・特にない
- ・まだ効果が分からない
- ・収益が少ない
- ・競合が増えた

4-4. 法改正による評価【地域限定旅行業務取扱管理者】

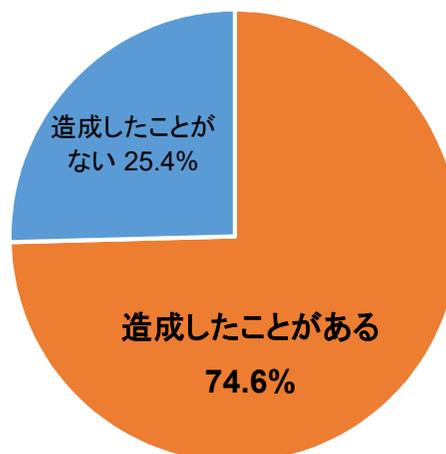
○ 地域限定旅行業がこれまでに地域ツアー造成したことがあるかどうかを、選任した旅行業務取扱管理者別に見ると、政策の狙いどおり、地域限定旅行業務取扱管理者では総合・国内の管理者管理者と比して「造成したことがある」が79.2%と最も多い。

問 これまでに地域ツアーを造成しましたか。

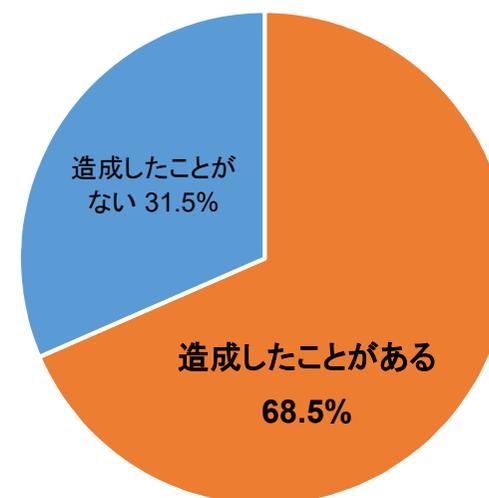
地域限定旅行業務取扱管理者



総合旅行業務取扱管理者



国内旅行業務取扱管理者

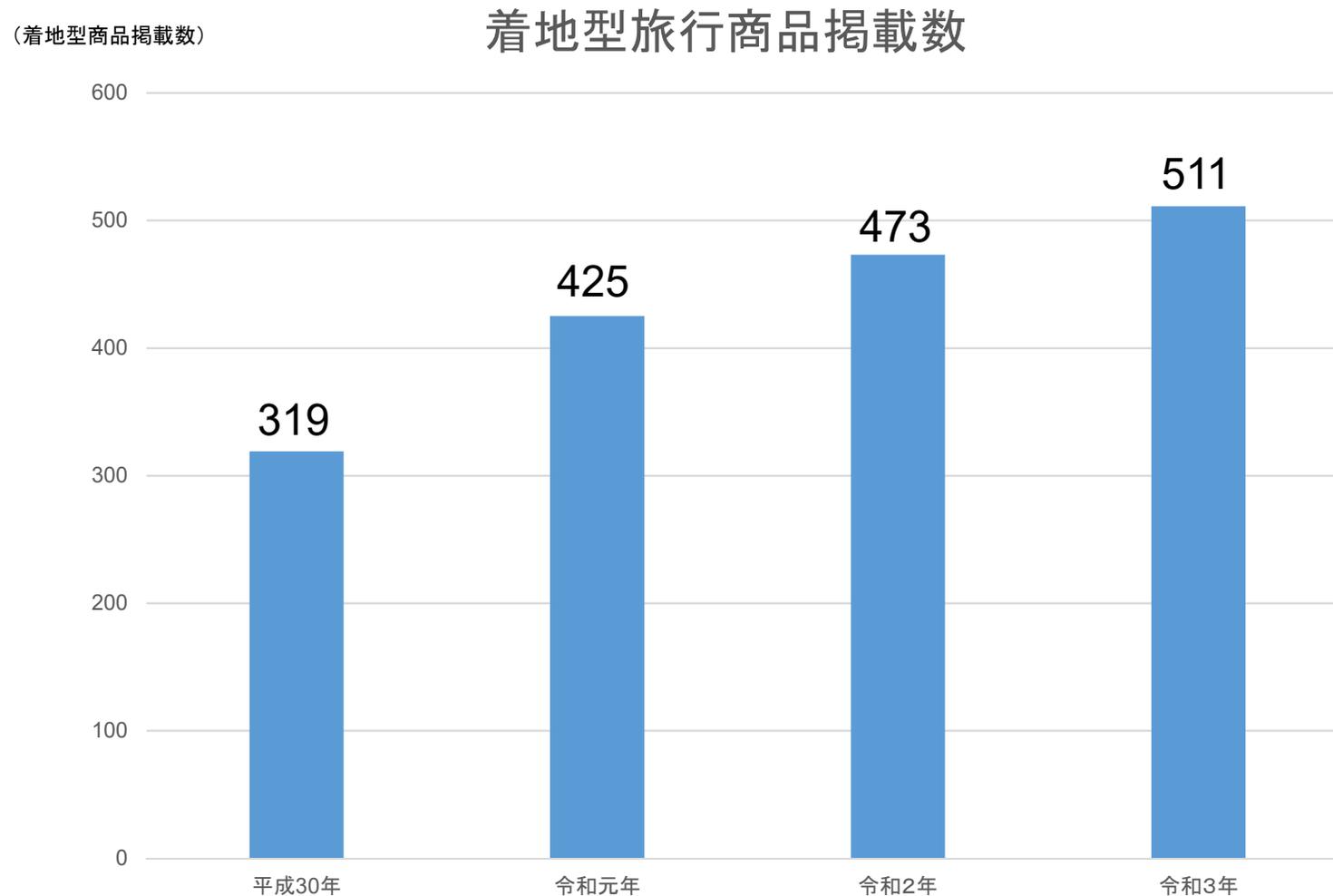


平成30年の法改正の施行から2年後にコロナ禍へと移行した背景を鑑みると、地域限定旅行業務取扱管理者を選任した会社・団体が、好ましくない事業環境にあっても前向きな活動を展開しようと努力していることが見て取れる。

4-4. 法改正による評価【地域限定旅行業務取扱管理者】

○ 平成30年以降に「地旅サイト」に掲載された着地型商品掲載数の推移を見ると、順調に着地型商品数は増加しており、地域限定旅行業務取扱管理者の資格創設が増加に貢献していることが伺える。

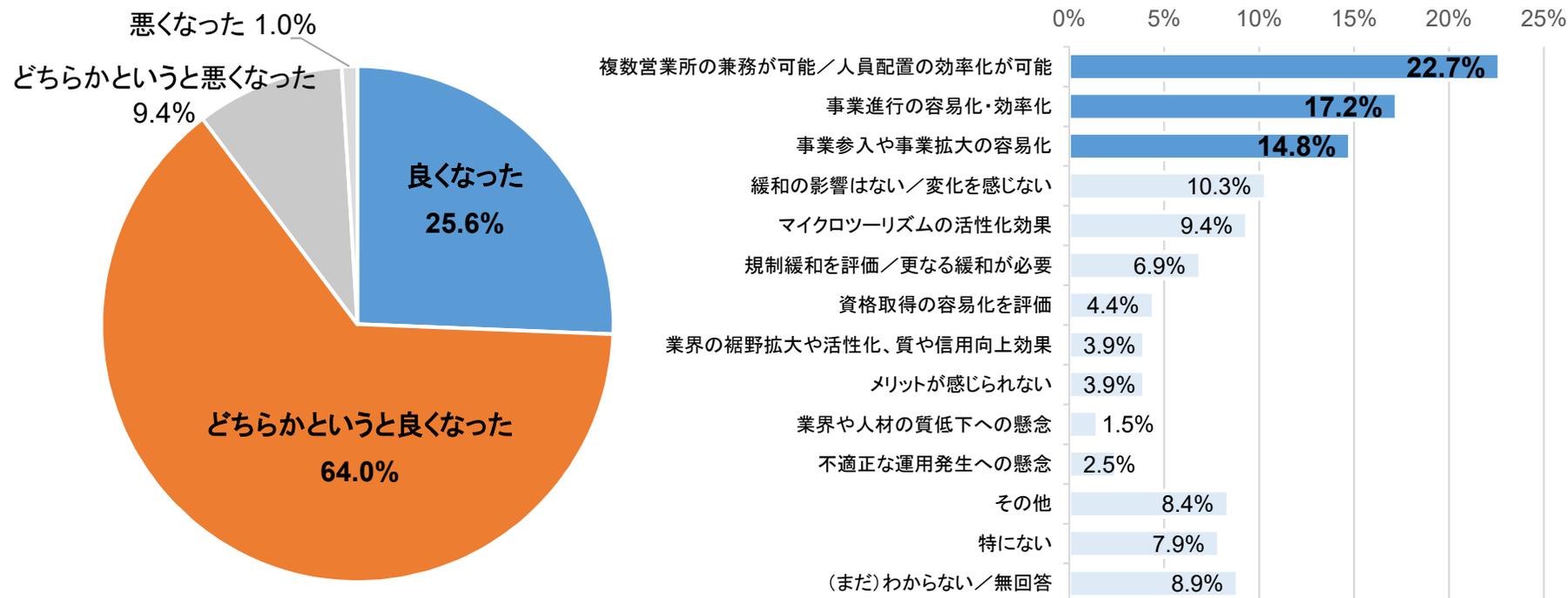
※地旅サイト…(株)全旅が運営する着地型旅行商品のみを掲載するサイト



4-4. 法改正による評価【地域限定旅行業務取扱管理者】

○ 旅行業務取扱管理者の配置に関する規制緩和に対する評価は、「良くなった」が25.6%、「どちらかという
良くなった」が64.0%であり、ほぼ9割が良くなったと感じており、規制緩和は事業に柔軟性と拡張性をもたら
したといえる。

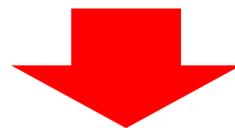
問 旅行業法の改正では旅行業務取扱管理者の営業所への配置に関する規制が緩和されましたが制度の変更
(規制緩和) についてどのように思われますか。



4-5. 検討状況【地域限定旅行業務取扱管理者】

その他アンケートで寄せられた声

- ・地域限定の意味が理解されていないのでできないことを説明するのに手間がかかる
- ・着地型の為、収益が少ない
- ・着地商品のみ販売するのでは、仮にコロナ終息後に多くのお客様が訪れたとしても旅行業として成り立たないことを実感している
- ・地域限定旅行業を取得したものの、コロナ禍で収益が上がっていない



今後の対応についての検討

- ・地域限定旅行業についての周知を通じて制度への理解・普及を図る
- ・着地型商品の企画・販売を推進するのみではなく、高付加価値な旅行商品・サービスの提供ができるよう対策を検討する。
- ・平成29年の法改正以後、新型コロナウイルスの影響により旅行需要が減少し、資格が十分に活かされていない状況となっているため、今後、需要が回復した際には、地域限定旅行業の実施状況等の把握に努め、必要な対策を検討する。

4-6. 政策への反映の方向、第三者の知見の活用

政策への反映の方向

今般実施するアンケート調査により、改正通関案内士法及び旅行業法における法改正の効果や、目標の達成状況を把握し、政策評価を行う。またそれを通じて浮き彫りになった課題や改善策の分析を行い、今後の通関案内士政策及び、旅行業政策に反映させるべく検討を行う。

「アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会」

アフターコロナを見据え、旅行業における生産性の向上や旧来型事業モデルの転換等といった課題への対応や、観光を通じた地域活性化と観光産業の強化について、有識者による検討を行う。
当該検討会において議論されている内容を、政策レビューを行う上で活用する。

(参考)主な議論の内容

- 旅行業者でなければ提供できない高付加価値な旅行商品・サービスを造成し、これを適正な対価を得て消費者に販売・提供することを中心とするビジネスモデルへの転換を図るべき。
- 観光地と消費者の双方にとっての利益を創出し、観光による地域の経済的な持続可能性を支えるため、有名観光地への画一的な送客型旅行商品への偏重からの脱却と、地域との連携強化等による誘客・着地型旅行商品へのシフトを推進すべき。
- 域外からの誘客を増進するため、旅行業者と地域の関係者とが一体となって行う、地域そのものの魅力を高めるための取組を推進すべき。

5-1.法改正前の状況及び課題

【通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律】

背景・必要性

◆ 地域における旅行者の受入環境整備等

- ・現在、通訳案内士は都市部に偏在するとともに、資格保有言語も英語への偏りがあり、量的に圧倒的に不足し、多様化するニーズに対応不可能。
- ・地域独自の文化や産業の体験・交流などを重視した旅行商品(いわゆる地域体験・交流型旅行商品)に対するニーズの高まり。

◆ 旅行の安全や取引の公正の確保等

- ・旅行サービス手配業者(いわゆるランドオペレーター)に旅行手配を丸投げすることにより、安全性が低下する事案の発生。
- ・訪日外国人旅行の一部において、キックバックを前提としたお土産屋への連れ回し、高額な商品購入の勧誘等の実態があり、是正が必要。
- ・地域独自の文化や産業の体験・交流などを重視した旅行商品(いわゆる地域体験・交流型旅行商品)に対するニーズの高まり。

法律の概要

地域における旅行者の受入環境整備等

【通訳ガイドの量の確保】(通訳案内士法関係)

- 幅広い主体による通訳ガイドを可能にするため、**業務独占規制を廃止**。
- **地域ガイド制度の創設**。

【通訳ガイドの質の向上】(通訳案内士法関係)

- **試験科目の見直し**(「通訳案内の実務」の追加)
- 通訳案内士に対する**定期研修受講の義務付け**

【地域を巡る旅行の促進】(旅行業法関係)

- 「旅行業務取扱管理者」の営業所への配置に関する規制を緩和
 - ① 地域に限定した知識のみで取得可能な**地域限定の旅行業務取扱管理者**の資格制度の創設
 - ② 1名の旅行業務取扱管理者による**複数営業所兼務**の解禁

旅行の安全・取引の公正確保等

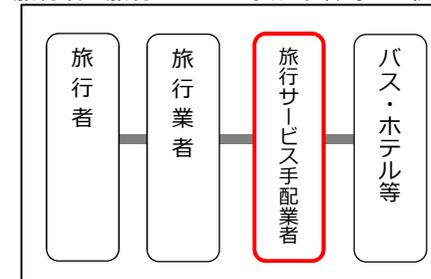
【旅行サービス手配業に係る制度の創設】(旅行業法関係)

- 旅行サービス手配業の**登録制を創設**
 - ① 旅行の安全、旅行者の利便等を確保するため、**管理者の選任、書面の交付等を義務付け**
 - ② 旅行の安全、旅行者の利便等を害する旅行サービス手配業者に対する**業務改善命令、登録を取消し**等

＜都市部・地方部別通訳案内士登録者数(平成28年4月現在)＞



＜旅行者と旅行サービス手配業者等との関係＞



5-1.通訳案内士制度概要

通訳案内士法（昭和24年法律第210号）は、報酬を得て通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うこと）を業とする者を対象として、全国単位で活動する全国通訳案内士と、都道府県又は市町村の単位で活動する地域通訳案内士を規定。

1. 通訳案内士制度

(1) 全国通訳案内士

- 全国通訳案内士として、報酬を得て通訳案内を業とする者は、全国通訳案内士試験（国家試験）に合格し、都道府県の登録を受けることが必要。
全国通訳案内士は、日本全国の歴史・地理・文化等の観光に関する質の高い知識や、高度な外国語能力、ホスピタリティカ等の訪日外国人旅行者への対応能力を有することが求められる。
- 登録者数：26,440名（令和3年4月現在）
 - 主として通訳案内を業として生計を立てていると見込まれる登録者数は、3,000~4,000名程度（複数の通訳案内士団体からの聴取による）
- 全国通訳案内士試験：「一次試験（筆記）」及び「二次試験（口述）」にて審査。
 - 一次試験：筆記試験により、外国語及び地理・歴史等の知識を審査
 - 二次試験：口述試験により、外国語能力、ホスピタリティカを審査

(2) 地域通訳案内士

- 都道府県又は市町村は、単独又は共同して、地域通訳案内士の育成計画を定め、その地域で活動する地域通訳案内士の研修等を実施することができる。

(3) 名称独占

通訳案内士以外の者は、通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。



2. 登録研修機関研修の受講

- 全国通訳案内士には、旅程管理や災害時の対応など実務で求められる知識について登録研修機関が行う「通訳案内研修（登録研修機関研修）」を5年ごとに受講することを義務づけ。（平成30年1月より適用）
- 登録研修機関：11団体（令和3年4月現在）

5-2.法改正前の状況及び課題【通訳案内士法】

○通訳ガイドの量的不足、ガイドニーズの多様化に対応した業務独占制の廃止等通訳案内士制度の大幅な見直し＜通訳案内士法の一部改正＞ 【平成30年1月4日 改正通訳案内士法施行】

＜課題＞

- ①訪日外国人の急増している中で、地方部への訪問を増大させていくことが必要。
- ②通訳案内士は大都市部に偏在、言語も英語に偏り。
- ③旅行者の興味関心は千差万別で通訳ガイドに対するニーズも多様化。(例: 伝統文化を知りたい、着付け体験をしたい等)
- ④特区等における地域特例通訳案内士が増加。
(平成29年4月1日現在: 26地域2,052名)

【法改正の内容】

＜通訳案内士の業務独占規制の廃止・ニーズ多様化への対応＞

- ①業務独占規制を廃止し、名称独占規制へ移行。
- ②地域ガイド特例を地域通訳案内士として全国展開。
- ③全国通訳案内士の試験科目の見直し(通訳案内の実務に係る科目の追加)。
- ④全国通訳案内士に対し定期研修受講の義務付け。

【法改正以外の対応】

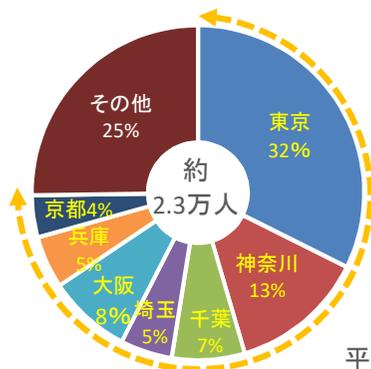
○外国語ガイドの質の向上等

- ・資格を持たない外国語ガイドに対しても、有資格者が受講する研修受講を呼びかけ。
- ・旅行者、ランドオペレーターに対し、有資格者を積極的に活用していくよう要請。
- ・有資格者のデータベースの整備により、旅行者等の閲覧者が有資格者を検索できるようにし、有資格者が仕事を得やすくなる環境を整備。

等

大都市部への偏在

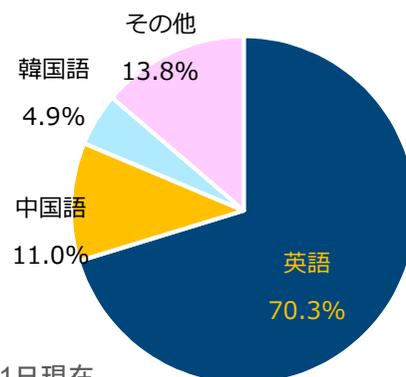
(4分の3は都市部)



平成28年4月1日現在

英語への偏在

(7割は英語)



5-2.法改正の概要【通訳案内士法】

〈改正事項①〉 業務独占規制の廃止・名称独占規制の存続

1. 通訳案内士法

(通訳案内士でない者の業務の制限)

第三十六条 通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

→ 廃止

(名称の使用制限)

第三十七条 通訳案内士でない者は、通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

→ 存置
(新第52条)

2. 他の資格の例

(1) 業務独占資格

「有資格者以外は当該業務に従事することを禁ずることにより、資格者に対して業務を独占させるとともに業務上の一定の義務化を課する資格」(臨時行政改革推進審議会資料より)

例) 医師、税理士等

(2) 名称独占資格

特別の知識又は技能を必要とし、法令により一定の資格を有しなければならないこととされている職業については、その資格を有しない者が当該職業の名称を使用することを禁止し、公衆の保護を図る例が多い(法令用語辞典)

例) マンション管理士、社会福祉士、介護福祉士等

(3) その他

必置資格

「災害の防止や作業の円滑な実施等を通じ、労働者や国民一般の生命・財産・安全の確保、生活環境の保全等の社会的利益の実現を目的」とし、「専門性・技術性の高い分野・業務について、特定の公的資格者を有する者等の配置を義務付ける」もの。(行政改革推進本部規制改革委員会資料より)

例) 宅地建物取引主任者、旅行業務取扱管理者等

5-2.法改正の概要【通訳案内士法】

〈改正事項②〉 地域ガイド特例を地域通訳案内士として全国展開

	通訳案内士 (通訳案内士法)	地域限定 通訳案内士 (外国人観光旅客の 旅行の容易化等の促 進による国際観光の 振興に関する法律)	地域特例通訳案内士						
			地域特措法				中心 市街地 活性化法	総合特区 法	構造改革 特区法
			福島復興 再生 特措法	沖縄 振興 特措法	奄美群島 振興開発 特措法	小笠原 諸島振 興開発 特措法			
取得条件	国の試験	都道府県の試験	自治体の研修						
対象地域	全国	外客来訪促進計画 を策定した地域 (都道府県)	福島県	沖縄県	奄美群島	小笠原 村	中活基本 計画策定 地域	特区計画 策定地域 (都道府県 又は市町 村)	特区計画 策定地域 (都道府県 又は市町 村)

改正

地域ガイドについては、引き続き存続させるが、特区等の特例ではなく、全国的に実施できるよう通訳案内士法の中に位置付け(現行の各法における特例規定は削除)

	全国通訳案内士 (通訳案内士法)	地域通訳案内士 (通訳案内士法)
取得条件	国の試験	自治体の研修
対象地域	全国	地域通訳案内士育成等計画を策定した地域 (都道府県又は市町村)

5-2.法改正の概要【通訳案内士法】

〈改正事項③〉全国通訳案内士の試験科目の見直しと研修制度の導入

○ 通訳案内士には、旅行者の関心事項に対応した幅広い「知識」と顧客満足度を高める「能力(スキル)」の両面が必要とされる。今回の見直しにより、「実務」の部分を試験対象に追加。

通訳案内士に求められる要素

① 通訳案内士に求められる知識

- ✓ 語学、歴史、地理、一般常識など、業務遂行にあたり必要な知識
- ✓ ヒアリング・スピーキング・リスニングなど、適切に外国人旅行者と意思疎通が図れる語学力 など

試験で
審査

② 実務において求められる知識（例）

- ✓ 交通・食事・宿泊先の対応など、フルアテンドの旅程管理に関する基礎的な知識
- ✓ 体調不良や災害発生時など、緊急対応時に関する知識
- ✓ 通訳案内士法の内容や貸切バスの安全基準など、旅行者の安全確保等に係る国の制度に関する知識

新試験科目
(通訳案内の
実務)に追加

5年に1回の
研修の範囲

③ 通訳案内士としてのスキル（ヒューマンスキル）

- ✓ 外国人の要望を引き出し、解決する高いコミュニケーション能力
- ✓ 誠実性、協調性、エンタメ性など、旅行者に対する適切な対応能力
- ✓ 手配業者・接待側等に対する責任および配慮

通訳案内士が
自主的に研鑽
を積むべき範囲
(国は研修の
受講を推奨)

④ 訪日外国人旅行者の観光ニーズへの対応

- ✓ 相撲や日本酒など、外国人が好むにコンテンツに関する知識・スキル
- ✓ 日本各地の魅力のある観光資源に関する知識



5-3. 評価の視点・評価手法【通訳案内士】

評価の目的・必要性

平成29年3月の法改正により、通訳案内士に関する規制の見直しを行っているところ、法改正から5年が経過した令和4年度に政策レビューを実施し、その評価結果を今後の通訳案内士関係政策に反映する等、通訳案内業務の適正な実施の確保に向けて繋げていくことを目的とする。

通訳案内業務については業務独占制から名称独占制に移行するなど大幅な見直しが行われていることから、通訳ガイドの量的不足やガイドニーズの多様化への対応について分析・評価を行うことが、通訳案内業務の適正な実施の確保を図るためには必要である。

評価の視点

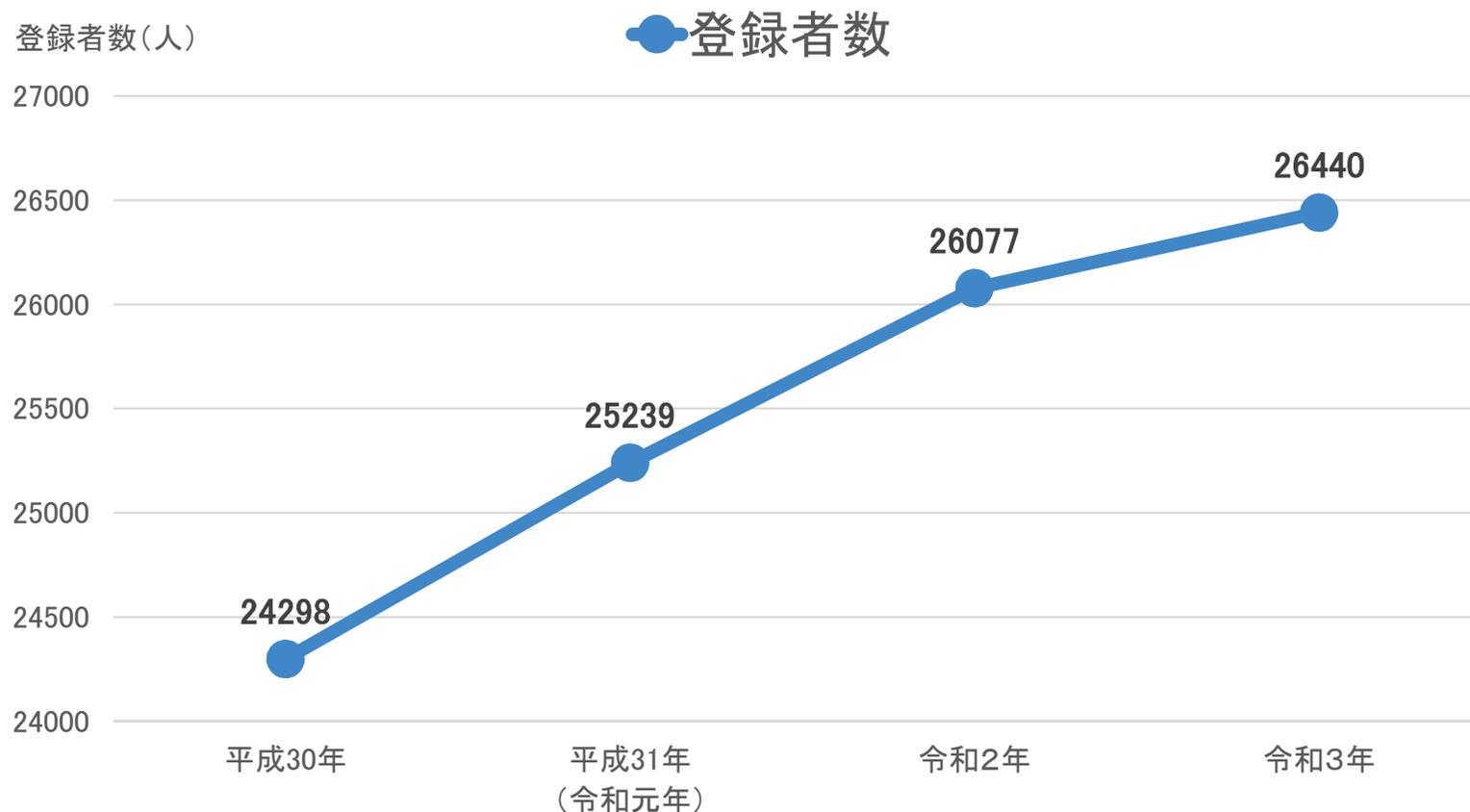
通訳案内士については、業務独占制から名称独占制に移行するなど大幅な見直しが行われているところ、旅行会社や通訳案内士団体等へ実施したアンケート調査の結果等を基に、法改正による効果が実現されているか政策評価を行う。

評価手法

- ・以下の調査により、法改正による効果や変化等について分析を行う
旅行会社や通訳案内士団体等へ実施したアンケート調査

5-4.法改正による効果【通訳案内士】

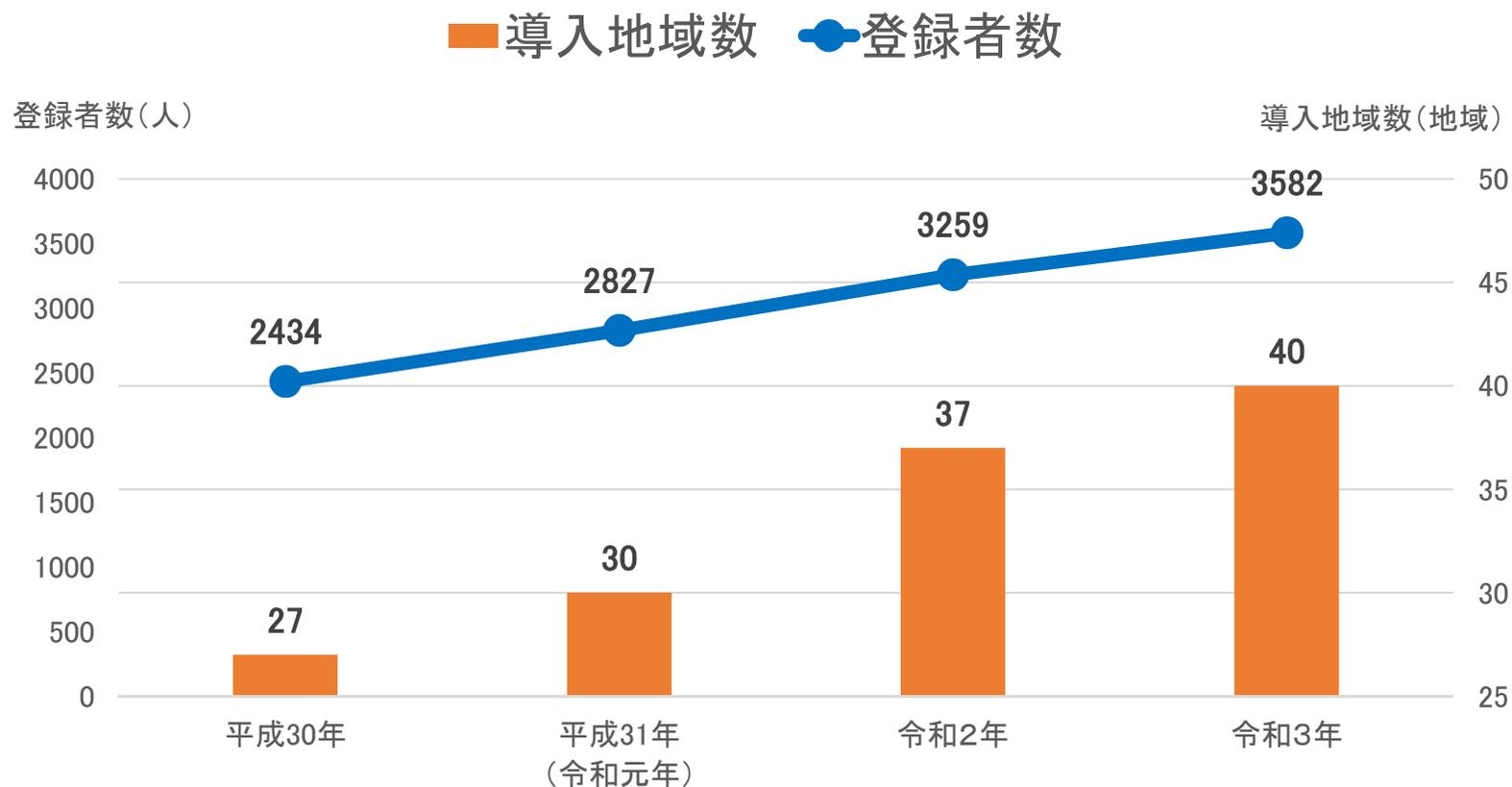
○ 全国通訳案内士訪日外国人旅行者に対して満足度の高いガイドサービスを提供する者として期待されており、その登録者数は改正通訳案内士法施行(2018年1月4日)以降も堅調に増加し、2021年には、約26,440人が登録されている。



(注)各年4月1日現在
出典：観光庁

5-4.法改正による効果【通訳案内士】

○ 地域通訳案内士育成等計画の導入地域数は、平成30年には27地域であったが、法改正後も堅調に増加し、令和3年現在では40地域で導入されている。また、地域通訳案内士登録者数も平成30年には2,434人であったが、法改正後も堅調に増加し、令和3年現在では3,582人が登録されており、地方におけるガイド人材不足の解消が評価される。



(注)各年4月1日現在
出典：観光庁

5-4.法改正による評価【通訳案内士】

○通訳案内士法の改正(平成30年1月)により、全国通訳案内士は5年に1度「通訳案内研修」を受講。
 ○通訳案内研修は観光庁に登録された11つの登録研修機関が実施。法定科目は「①旅程管理」と「②危機管理」であり、それ以外の科目を法定外科目として併せて実施することも可能。

(義務)			No.	名称
研修項目	法定研修	時間		
1. 旅程の管理に関する基礎的な項目	①旅行業に関する基本的な事項(法制等)	おおむね一時間以上	1	(一社)九州通訳・翻訳者・ガイド協会
	②旅程管理の実務 (貸切バスに関する安全基準、通訳案内士としてのコンプライアンス等を含む。)		2	(協組)全日本通訳案内士連盟
③個人情報保護に関する知識	3		(特非)通訳ガイド&コミュニケーション・スキル研究会	
④著作権に関するコンプライアンス知識	4		(一社)ひろしま通訳・ガイド協会	
2. 危機管理・災害発生時における適切な対応	①災害発生時等における行動の基本 (情報収集、お客様への説明・誘導、旅行会社への報告等)	おおむね一時間以上	5	(株)富士アカデミー
	②救急救命措置・医療対応の基礎		6	(特非)日本文化体験交流塾
(任意)			7	(株)トラベリエンス
自主研修		時間	8	ジェイエコツアー(株)
<ul style="list-style-type: none"> ○旅程の管理に関する研修 <ul style="list-style-type: none"> ①ジャパンレールパスに関する知識 ②国際空港での出入国に関する知識 ③タックスフリーに関する知識 ④国内のインターネット状況 等 ○外国人の要望を引き出し、解決するコミュニケーション能力に関する研修 ○旅行者に対する適切な対応能力に関する研修 ○手配業者、接待側等に対する責任及び配慮に関する研修 ○各地域の魅力的な観光資源についての研修(自治体等との連携を推奨)等 		自由	9	(一社)日本観光通訳協会
			10	(一社)関西通訳・ガイド協会
			11	(株)ノットワールド

(注)令和4年4月1日現在
 出典：観光庁

5-5. 検討状況・第三者の知見の活用

国土交通省政策評価会のほか関係機関等への意見聴取を実施予定。

平成 28 年 4 月 22 日

国土交通省政策評価会の開催について

1 目的

国土交通省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、学識経験者等の第三者からなる国土交通省政策評価会を開催し、その知見を活用する。

特に、基本計画又は実施計画の策定等、政策評価についての基本的かつ重要な決定又は変更等を行おうとする場合には、政策評価会の意見等を聴取した上でこれを行う。

2 構成員

政策統括官は、政策評価会を開催するため別紙の構成員の参集を求める。また、政策統括官は、必要があると認めるときは、別紙の構成員以外の者に政策評価会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

同一の有識者に参集を求める期間は、1年とする。ただし、再度、参集を求めることを妨げない。

3 座長

政策評価会に座長 1 人を置く。

座長は会務を総理する。

4 その他

政策評価会の庶務は、政策評価官室において処理する。

この他政策評価会の運営に関して必要な事項は座長が定める。

政策評価会の議事録及び資料は、事後にホームページにおいて公表する。

(別紙)

国土交通省政策評価会委員

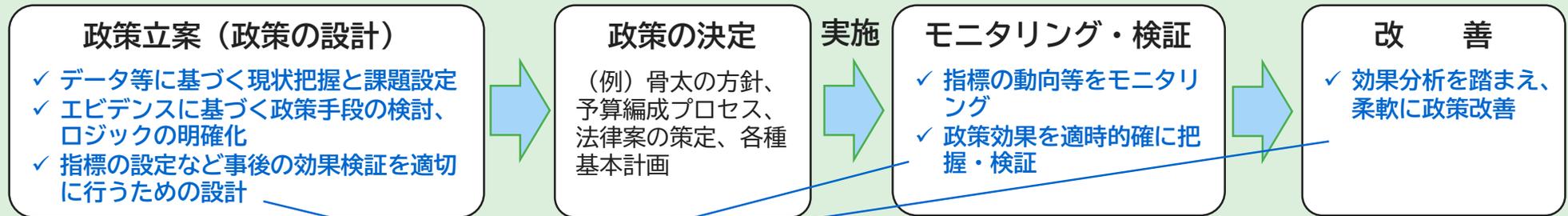
(50音順、敬称略)
令和4年6月2日現在

座長	上山 信一	慶應義塾大学総合政策学部教授
	大串 葉子	梶山女学園大学現代マネジメント学部教授
	加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科教授
	工藤 裕子	中央大学法学部教授
	佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授
	白山 真一	上武大学ビジネス情報学部教授、公認会計士
	田辺 国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
	松田 千恵子	東京都立大学経済経営学部教授
	山本 清	鎌倉女子大学学術研究所教授

政策評価審議会の令和3年3月の「提言」を基に、デジタル臨時行政調査会の動きを踏まえ、「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方」と、それを踏まえた政策評価制度の改革の方向性について取りまとめたもの

- 制度導入から20年を経た政策評価は、政策の過程とは切り離された「評価書」を作成するための形式的な作業となっているとの指摘
⇒ 政策の企画立案等の中で実際に行われる効果検証等を「評価」と捉え、政策過程において重要な役割を担うものと位置付けるべき
- デジタル化など社会経済が急速に変化し、複雑化・困難化する課題や、新型コロナ対策など前例がなく予測困難な課題にスピーディかつ的確に対応するため、機動的かつ柔軟に政策の見直しが行えるようプロセスを見直し

【今後の政策形成・評価のプロセス】⇒ プロセスを通じて、EBPMを実践



政策評価

⇒ プロセスの中で用いられる資料が「評価書」となる
（このプロセスが適切に行われているものは、別途の「評価書」作成作業は不要）

総務省は、上記のプロセスを定着させていくための環境を整備

- ✓ 人材育成や外部専門家の知見の活用などで各府省を支援
- ✓ 評価関連作業の重複を整理し（行政事業レビューとの一体化）、政策の質を高める取組に注力
- ✓ 官民の幅広いデータの収集・利活用支援

⇒ 今後、各府省の協力を得ながら具体化を進めて改革を実行

【政策評価制度の改革の方向】

- 政策形成・評価のプロセスにおいて望ましい取組が行われ、E B P Mの実践が進むよう、各府省の取組を支援
 - 政策の立案段階から、政策効果の分析、適切な指標設定の在り方、外部専門人材の活用等を支援
(総務省が、各府省と共同で、具体の政策について実施している「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」の枠組みも活用)
 - 実際の政策プロセスで実践される効果検証等の取組を政策評価として取り扱い、その内容が整理されている資料等(審議会の報告書等)を活かし、別途評価書を作成する作業負担を軽減

- 官民の幅広いデータの収集・利活用や、E B P Mを実践する人材育成など、評価の環境整備を推進
 - データカタログの整備やルール作り、システム整備等、データの収集・利活用の環境整備の早期実現
 - E B P Mの実践など政策形成・評価に係る基礎的な知識・能力を持つ人材育成の推進

- 今後の「政策形成・評価」のプロセスに対応し、各府省の負担軽減を図りつつ、意思決定の質を高める取組に注力できるよう、評価の実施の考え方を整理
 - 「行政事業レビュー」に「目標管理型評価」(政策評価)を一体化し、政策サイクル全体を効果的に回していくための「基盤」を構築
 - 政策の特性等に応じて、政策の企画立案や改善等に貢献できるタイミング、単位で柔軟に評価を実施